

(第一類 第二号)

衆議院 第五百三十二回国会

法

委員會

七
号

平成十三年十一月一日(金曜日)

出席委員

委員長	保利	耕輔君
理事	奥谷	通君
理事	田村	憲久君
理事	佐々木秀典君	理事
理事	塗崎	恭久君
理事	長勢	甚遠君
理事	平岡	秀夫君
理事	西村	眞悟君
理事		

村上	喜堂君	
鈴木	直和君	
横田	猛雄君	
官	（國稅廳課稅部長）	政府参考人
（厚生労働省大臣官房審議	政府参考人	政府参考人
法務委員会専門員		

同(菅直人君紹介)（第一一七六号）
 同(土井たか子君紹介)（第二三三三号）
 同(土井たか子君紹介)（第二五七号）
 同(土井たか子君紹介)（第二六四号）
 裁判所速記官制度を守り、司法の充実・強化
 関する請願(枝野幸男君紹介)（第一一七四号）
 は本委員会に付託された。

堂君及び厚生労働省大臣官房審議官鈴木直和君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じます
が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○保利委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

委員の異動
十一月二日
辞任
補欠選任

熊代	昭彦君	後藤	庄正純君
中川	昭一君	林	省之介君
吉野	正芳君	松島	みどり君
水島	広子君	山田	敏雅君
山花	郁夫君	佐藤	松原
藤井	裕久君	佐藤	仁君
不破	哲三君	塙川	公治君
			鉄也君

同日	辞任	後藤田正純君
	補欠選仕	熊代 昭彦君
		中川 昭一君
		吉野 正芳君
		山花 郁夫君
		水島 広子君
		藤井 裕久君
		不破 哲三君
		佐藤 敏雅君
		塙川 公治君
		山田 仁君
		松原 みどり君
		林 省之介君
		松島みどり君
		佐藤 佐藤君
		塙川 塙川君
		鐵也君

十月三十一日
刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
十一月二日
犯罪捜査のための通信傍受法の廢止に関する請願(植田至紀君紹介)(第一五五号)
同(佐々木秀典君紹介)(第一五六号)
同(枝野幸男君紹介)(第一七五号)

商法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
法律の整備に関する法律案(内閣提出第七号)
刑法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)
刑事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣提
出第九号)

○保利委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、商法等の一部を改正する法律案及び
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法
律の整備に関する法律案の両案を一括して議題と
いたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として金融
庁総務企画局長原口恒和君、証券取引等監視委員
会事務局長渡辺達郎君、法務省大臣官房長但木敬
一君、民事局長山崎潮君、国税庁課税部長村上喜
三君

の行使を電磁的方法をもつて行うことができるという改正が含まれております。私も、いわゆるインターネットなどを使って、ほとんど毎日インターネットを見ておりますし、毎週自分のメールマガジンなどもインターネットを通じて発信などをしておりますので、そういう使っている立場としては、こういったやり方がどんどん広まって便利になるということは大変嬉しいことだとは思います。

ただ、世の中には、年齢の高い方などを中心として、このインターネットなどのＩＴ技術をなかなか事実上使うことができないという方が少なからずまだまだいらっしゃいます。そうした中で、確かに書面による議決権の行使というやり方もあるわけですけれども、ＩＴを使いこなせるか使いこなせないかというこの違いによって株主権、議決権の行使の容易さが違ってくるというのは、ＩＴを使えない株主にとつては、事実上、使える株主に比べて不公平ではないかというような声が

第一類第三號
法務委員會議錄第七號 平成十三年十一月二日

起こらないとも限らないんじゃないか。この点、どういうふうに御説明をされるのか、お尋ねをいたします。

○横内副大臣 御指摘になりましたように、本改正案で新設される電子投票制度と書面投票制度は、いずれも、会社の判断で導入することができます。いざれども、任意の制度としてあります。いざれども、会社にとっては、管理コストを節減する制度も、会社にとっては、管理コストを節減するとか株主総会の定足数を確保しやすくするという制度もありますし、株主にとっても、権利行使の機会の拡大というメリットがあるわけありますけれども、その導入について費用がかかるということもありますので、採用するかどうかは会社の任意でしたということをございます。

そこで、御指摘のように、会社として電子投票制度のみを採用するということも可能でありますけれども、現行法上では、株主はみずからまたは代理人が株主総会に出席をして投票しなければならないわけがありますけれども、改正案の場合には、現行のその方法に加えて電子投票もできるという形になりますので、少なくとも、インターネットを利用できる株主についてはこれまでよりは権利行使の機会の拡大を図ることになるということがございまして、必ずしも不当な、差別的な取り扱いではないというふうに考えております。

なお、最近のインターネット利用人口の増加が顕著であることを考えますと、電子投票制度が採用されたときには、今後相当多くの株主がこれを利用することができるようになるものと思われます。

○枝野委員 確かに、自分で行かなきやならないとか代理人を選ばなきやならないということに比べて便利になるという意味なのだからいいじゃないかといふことはわからぬわけではないんですけど、それども、今のお話を伺うだけでは、自分は、自分で行つたりとか代理人を通じて行使したりというところまではやれない、忙しくてできなかつたりとか、だけども自分は残念ながらＩＴは使えないといふ株主の人からの、あいつらは使

けいいなどいう素朴な感情にはなかなかこたえたことはならないんではないだろうか。そのところはもうちょっと説明の仕方を工夫されないと、私自身はこれは否定的ではありませんが、むろんどん使った方がいいという立場にあるんですけれども、もうちょっと何かきちんと説明をする必要があるんではないかということを申し上げておいて、また戻るかもしれないが、もう一つお尋ねをさせていただいておきます。

逆に、せっかくＩＴのような便利な機能を使うわけですから、この法律改正案によりますと前日までに提供するという規定の仕方になつてますのが、必ずしも前日までという限定を法律で縛つてしまふ必要はないんじゃないかという感じをまず受けました。

つまり、例えば株主総会そのものの議事進行を、まさにこのＩＴの時代ですから、インターネットなどを通じて実況中継することは、そんなにコストからずにできます。現に、民主党という大変小さな貧乏な政党も、党大会をインターネットで全国中継いたしております。大きな規模とまではいかなくとも、ある程度の規模の企業であれば、インターネットで株主総会を中継するというのは難しくないと思います。そうであれば、双方向性ですから、インターネットの画面を通じて株主総会の中継を見ながら、例えば新たに出てきた動議に対しても、またネットを通じて投票するということも、技術的には全く難しくない仕組みになつているというふうに思います。

そうだとすると、せっかく法改正するんですから、もちろんそれは、ネット中継するかどうか自体も、株主に対するサービスですから、会社の選択でいいと思うんですが、会社の側が選択すれば、ネット中継して、見ている人にその場で投票してもらうということを排除する必要はないんすけど、特にベンチャーの新しい企業は、株主も含めてみんなそういう技術についてなれている人がほんどのケースの企業もたくさんあると思いまして、ぜひ周知徹底をしていただきたいというふうに思います。

そうすると、もう一つあります。今度は、前日までというふうに限定をされている逆方向のことでもう一つお尋ねをしたいんですけど、確かに会社の方の便宜のことを考えますと、例えば書面投票制度にしても今度の電磁的方法による議決権の行使についても、前日までにその議決権を行使す

御指摘の問題は、現行の商法特例法上の書面投票制度についても同じ問題がございます。委員も御案内のように、現行でも、商法特例法上の大会は書面投票ができるということになつていて、その場合の書面投票は総会の前日までにしなければならないという制度になつております。

そこで、この規定の解釈でございますけれども、そういう総会の前日までと限定した理由が会社の事務処理の便宜を考慮したものであるとか、会社の側で当日提出されたものも有効として扱つても差し支えない、そういう解釈がとられております。

そこで、今回の電子投票制度につきましては、権利行使の期限を総会の前日までとしましたけれども、これもまた会社の事務処理の便宜を図つたものでございますので、恣意的な取り扱いをしながら、ネットなどを通じて実況中継することは、そんなにコストからずにできます。現に、民主党という大変小さな貧乏な政党も、党大会をインターネットで全国中継いたしております。大きな規模とまではいかなくとも、ある程度の規模の企業であれば、インターネットで株主総会を中継するというのは難しくないと思います。そうであれば、双方向性ですから、インターネットの画面を通じて株主総会の中継を見ながら、例えば新たに出てきた動議に対しても、またネットを通じて投票するということも、技術的には全く難しくない仕組みになつているというふうに思います。

○枝野委員 大変結構なことだと思います。株主の側の便宜ということから考えれば、本当に将来的には、それも多分今のＩＴ技術の進歩からすればそんなに遠くない将来は、株主総会、一ヵ所にて集まるということ 자체がナンセンスだ、そんな時

代もあつたなということになるんじゃないと推測されますので、ぜひ今の解釈についての周知徹底を、特にベンチャーの新しい企業は、株主も含めてみんなそういう技術についてなれている人がほとんどどのケースの企業もたくさんあると思いまして、ぜひ周知徹底をしていただきたいというふうに思います。

先ほどの御説明のとおり、この法律は、本来はやはり原則は本人が行くなり代理人が行つて議決権を使用するんだけれども、会社の側が決めれば株主に対する一種のサービスとしてやってもいいということなわけですから、それを常に前日までを締め切りにしなきゃいけないと限定する理由はないんじゃないかな。

会社の判断によって、書面による行使や電磁的方法による行使は認めるけれども、うちちはちょっと一つお尋ねをしたいんですけど、確かに

るということになつております。ただ、例えば書面による郵便であれば、郵便局もわざわざ速達で夜中のど真ん中に送るということがあり得るのかどうかは別として、常識的には夕方までには着くということがあります。ＩＴであれば夜中の十一時五十五分まで前日ということになります。あるいは、株主に対する便宜を図るんだからということで、それぐらいは甘受しろという話はもちろんあるかもしれません、株主総会が月曜日で前日が休日であるとか、そういうケースも十分想定できるわけであります。

あるいは、特に書面による議決権の行使や電磁的方法による議決権の行使というものを、株主の便宜を図るものだから、できるだけいろいろな会社でやつてもらつた方がいいという立場にもし立つならば、今までの特例法による大会の書面行使ということであれば、前日までに届いたら総会までの半日ぐらいの間に全部整理してということは可能かもしれません、そこまで大きくはないけれども株主の便宜のためだからＩＴは使つたら機械的にわづと出てくるので半日もあればできるかもしませんが、書面による投票などを三日前に締め切つて整理をしたいとか、そういう企業のニーズというものは僕はあり得るんじゃないかなと思います。

そうだとすると、せっかく法改正するんですから、もちろんそれは、ネット中継するかどうか自体も、株主に対するサービスですから、会社の選択でいいと思うんですが、会社の側が選択すれば、ネット中継して、見ている人にその場で投票してもらうということを排除する必要はないんですけど、確かに会社の方の便宜のことを考えますと、例えば書面投票制度にしても今度の電磁的方法による議決権の行使についても、前日までにその議決権を行使す

が認められるのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

が認められるのかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

○横内副大臣 御指摘の問題につきましては、現行の商法特例法上の書面投票制度についても同じ問題が生ずるわけでございます。そこでは、この商法特例法上の解釈としては、書面投票をする株主の権利を会社の都合で制限することを認めることは、会社の事務処理の便宜を考慮しても、株主の権利行使の機会を最大限に尊重しようとする法の趣旨に反するということで、今おっしゃったような、例えば三日前に締め切るとかあるいは前日の正午までに締め切るというようなことは、そういう定めを会社がすることは許されないというふうに解釈をしております。

このことは、今回改正をお願いしております電磁的な方法による議決権の行使の場合も同様だといふうに考えておりまして、そういう定めはできないというふうに考えております。

○枝野委員 いや、株主の権利として電子投票をする権利がもともとあるということであるならば、今の御判断のとおりなんだと思います。あるいは、株主の権利として書面による投票をする権利があるんだということを前提にするならば、今のお話のとおりだと思いますが、今度の法改正で出てくる書面による議決権の行使や電磁的方法による議決権の行使は、これは株主に権利として認められていてるものではなくて、会社の判断として、取締役会の判断としてすることができるという規定ですので、つまり株主の権利ではないですね、取締役会が決める前は。

取締役会が決めることで初めてその権利が生じるわけですから、取締役会としてその権利を一〇〇%付与するのか、それとも八〇%だけ付与するのかという、その余地を残してあげても問題はないんじゃないのか。しかも、株主の側からすれば、その八〇%だけでも、電子投票や書面投票が全くできないよりは、今よりもよくなっているということだからいいんじゃないか、こんなふうに思うんですけども、どうなんでしょうか。

○横内副大臣 電磁的な方法でも投票を認めると
いうこの法の趣旨でございますが、株主の権利行使の機会を最大限に尊重する、できるだけ株主が権利行使をできるようにしておきたい。そういう趣旨で改正を行うわけでございます。ただし、そうはいつても、当日にどつと大量に来ますと事務処理が非常に大変だということはあるものですから、前日までの投票という規定にしておきたいと存じます。

しかし、前提としては、株主の権利行使の機会を最大限に尊重するという趣旨で改正を行うわけでございますので、そういう観点からすると、やはり三日前に締め切るとかそういうことは許されないと存じます。これは、現行の商法特例法上の書面投票制度の解釈でも同様な解釈をとつております。

○枝野委員 いや、もしこれがすべての会社が電子投票制度をしなければならないという規定の方であるならば、それは、会社の都合で三日前にしてくれというのは困るというのはあり得ると思うんですが、会社が任意に電子投票をするかしないかを決めることができるわけですから、そのときに締め切りを前日までなのか三日前なのかということを決める自由を与えて何も困らないんじゃないかと思うんですが。

○山崎政府参考人 ただいまの点は、確かに会社が採用するかどうかを決めるということになるのは御指摘のとおりでございますが、採用した以上は、それは反射的には株主の権利にもなるわけでございまして、株主になるべく最大限に権利行使をしてもらいたいということが前提にあります。この制度を設けているわけでございまして、それを採用した以上はやはり最大限権利を尊重する、こういう考え方でできているわけでございます。現在の書面の投票制度ですか、これも同様な形で考えられているわけでございます。

○枝野委員 では、民事局長で結構ですので、逆にお尋ねしますと、例えばこれを前日までじやなくて三日前までということにしたら、何か困るこ

とはあるんですか。

○山崎政府参考人 確かに御指摘のとおり、困ることがあるかと言われますと、ないのかもしれません。ただ、会議が開かれるのは当日でございますから、事務の都合で前の日に締め切るわけでございますが、最大限認めてあげてもいいわけございまして、株主の権利はなるべく行使していただきたいということの精神を優先させるという考えでございます。

○枝野委員 私は弁護士を二年しかやっていないので、株主総会とかについて弁護士として仕事をしたことがないので、実務がわかつていませんから、ピント外れなのかもしれません。会社の側の立場に立つてみれば、前日締め切りでやらせろといふんだつたらちょっと事務処理大変だな、だけれども三日前締め切りとか一週間前締め切りとかというなんだつたら幾らでもできるわなという会社はあり得るんじゃないかな。三日前締め切りだったらやつてもいいかなという会社が、前日締め切りじゃないとできないんだつたらやらないというよりは、三日前締め切りでも書面投票、電子投票を認めた方が株主にとってメリットではないかとうふうに思うんですけども、どうですか、民事局長。

○山崎政府参考人 委員御指摘の考え方私もわからないわけではございませんけれども、従来から、この制度、書面投票でございますけれども、それを導入するときから、導入された以上は株主の権利を最大限に尊重するという考え方で行っておりまして、今回もそれと同様の考え方方に立つ、こういうふうにしたわけでございます。

委員御指摘の点、それは一つの考え方としてあるということはわかりますけれども、それを採用しなかったたということです。

○枝野委員 だから反対をしますというような種類のものではありませんが、今、大臣や副大臣、お聞きいただいて、申し上げていることは御理解いただけるんじやないかと思いますので、特にこの電子投票の仕組みというのはもっと拡大をして

いいと思いますので、ぜひ今後の検討課題として一クノートしておいていただきたいと思うんですが、何か御答弁いただけますか。

○横内副大臣 現在の商法特例法上の書面投票制度というのが、そういう解釈、学説的にも確立した解釈といいましょうか、そうなつておりますから、委員のおっしゃるような案は確かにあります。ですが、そうすると、それはやはり法律でできちつと手当てをしなければいかぬと思いまして、御指摘のような点もあり得ると思いますので、今後の運用の状況を見ながら、また検討していくべきというふうに思います。

○枝野委員 最初の、ITを使えない人に事实上不公平じゃないかという話も含めて、とにかく今度こういったことが入ってくるというのは大変いいことだと思いますが、まさに今まで想定をしていなかつたようなことが商法の中に入ってくるというところなので、いろいろ試行錯誤はあり得ると思うし、あっていいと僕は思いますので、ぜひ、より便利に、ただ、なおかつ使えない人に不利益がないようについて視点は常に忘れずに今後もこういった部分については、大体法務省の仕事というのは性格上、性質上いつも半歩おくわぎみというのは、それはそれで正しいことだと思うのですが、こういうところは逆に半歩踏み出すようなことがありますので、いろいろな形での検討を進めていただきたいと思います。

さて、統いて、この改正の条項そのものに直接かかるわけではないのですが、会社株主の権利規定のあり方とというようなところから一点お尋ねをさせていただきたい問題があります。

まず、端的にお尋ねをしたいと思いますが、商法の二百八十五条规定で時価という規定があると思いますが、この時価の定義、時価はどういうふうに位置づけられているのでしょうか。

○横内副大臣 一般に、法令用語として時価といふ場合には、その時点において一般にそのもののが取引されている実際の価格をいうものと解されておりますが、この時価の定義、時価はどういうふうに位置づけられているのでしょうか。

に思いますが、いかがでしょうか。

○横内副大臣 刑事事件にかかわる問題でございまして、そういう疑いがあれば捜査当局はきちっと対応しているというふうに思います。

○枝野委員 これだけ相次いで、だけれども、実際に金融機関の幹部が、犯罪であるとか、あるいは場合によっては特別背任、主観的要件によつては特別背任になる、その特別背任などで挙げられているのは、破綻をして第三者が銀行そのものに乗り込んできたというケース以外では、残念ながら聞いておりません。

これらの銀行には、民間企業だから株主だけ損すればいいという話ではなくて、税金が突っ込まれているわけですから、現に公的資金が投入された金融機関が、結局その公的資金に対する株主としての配当が行われないという銀行が出てきているという状況にあるわけです。それは一刑事事件であるからきちんとやっているんでしょうということで、公的資金を投入している政府の立場として本当に許されるのか。

もう一つ言えば、先ほど教唆、帮助の話をしましたが、金融監督当局がその不良債権の査定についてきちんと検査をしてきているという建前になっています。ところが、その検査の結果と全然違うつまり、もう倒れているところですからしいでしよう、マイカルは危ないだなんというのは、銀行当局者じゃなくたって、検査をした金融当局者じゃなくたって、金融問題にかかわっている人間は、政府関係者以外はほとんど共通認識だったのに、不良債権に分類されていなかった。どう考えたって、この法律に違反しているんじゃないのか。少なくとも、例えばこのマイカルについての話だけでも捜査をさせるというのが政府としての責任じゃないかと私は思います。

まあ、お答えは期待できませんが、御答弁を求めます。期待はしませんが、御答弁を求めます。

○森山国務大臣 先生の御主張は理解いたしましたが、個別具体的な問題につきましては、お答えを差し控えさせていただきたいと思います。

○枝野委員 本当に重要な問題だと思っていました。ここですべて解決するとは思っていないませんが、国民の税金を使って金融機関は事实上助けられた、九九年に。その銀行のやめた役員なんかの退職金その他は全然下がつていらないというのは、我が党の同僚議員が別の委員会でもやつています。

その後、不良債権の問題はちゃんとやつている、やっている、もう大丈夫ですなどということを國務大臣が国会などで御答弁をされているのに、政府関係者以外は、やはりあそこはだめだよねとみんな、だけれども何か問題になっちゃいけないから表では言わないでいたところが、ああ、やっぱりだ、次々と倒れていく。それが不良債権として査定されてこない。

われたちは税金を食い物にして自分たちの会社だけ守つて、違法なことをやっても捕まらないんだということの中でこの国のモラルがきちんと保てるのかどうかということをきちんとと考えなければ、本当に、この国は戦後五十年余り、とにかく金のためなら何でもありみたいな風潮が残念ながらある。それをむしろ助長することになつていて、この金融機関の不良債権に対する現在の政治理の方だと私は大変深刻に危惧をいたしますので、お答えになれないという事情もわかりますが、ぜひ國務大臣として、柳澤さんなどの動きなどについてしっかりとくぎを刺していただかないといふことになる。

またこの問題については、別の委員会、財務金融委員会や予算委員会など含めて取り扱つていきたいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、全く別の次元の話ですが、後学のためにお尋ねをさせていただきたいんですが、法務省における課長人事の人事権というものは大臣がお持ちですよね。

○森山国務大臣 法務省の課長職の任命権というものは法務大臣にございます。

○枝野委員 当然のことですが、大臣がお決めるにあつて、申しわけないですけれども、官房長官にはどの手当がなされているのでしょうか。

なつたら、事務次官とか官房長とか、そういう人たちの了解なくその人事は発令できますね。

○森山国務大臣 現実には、その任命につきましては、法務省のことを考えますと約五万人の職員がおりますので、一人一人について大臣が全部精

通しているわけではございませんから、事務当局の意見を踏まえまして決定するわけでござります。

○枝野委員 当然だと思います。意見を聞かれるのはもちろん当然だと思います。

意見を聞く前にチャンバラをしているところについては大問題だと思っていますが、みんながねとみんな、だけれども何か問題になっちゃいけないから表では言わないでいたところが、ああ、やっぱりだ、次々と倒れていく。それが不良債権として査定されてこない。

われたちは税金を食い物にして自分たちの会社だけ守つて、違法なことをやっても捕まらないんだということの中でこの国のモラルがきちんと保てるのかどうかということをきちんとと考えなければ、本当に、この国は戦後五十年余り、とにかく金のためなら何でもありみたいな風潮が残念ながらある。それをむしろ助長することになつていて、この金融機関の不良債権に対する現在の政治理の方だと私は大変深刻に危惧をいたしますので、お答えになれないという事情もわかりますが、ぜひ國務大臣として、柳澤さんなどの動きなどについてしっかりとくぎを刺していただかないといふことになる。

またこの問題については、別の委員会、財務金融委員会や予算委員会など含めて取り扱つていきたいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○枝野委員 いや、まさに制度のことをお尋ねしているんで、私は、基本的には、事務方の皆さんときちんと意思疎通をして、お互い納得する形で人事は行うべきであるというふうに思いますが、そういう手順をきつと踏んできた上でも、やはりこの人事だけは大臣どうしても困りますという話が、ケースとしてはあり得るわけですね。

そのときに、どこかの役所のように、何か事務方が動かない人事が発令できないというのでは、これは憲法に反するわけですね。行政権は内閣にあるんですから、國務大臣にあるんであつて、申しわけないですけれども、官房長官にはあるんではないですから、制度としては大臣

が、もちろん政治的にはどういうか社会的にいうか組織論としては、きちんと事務方で積み重ねてきて、納得いくようにやつていて、お互い納得

一のケースは大臣の判断で、事務方が何と言おうと人事は発動できますよね。大事なことですから、それはそうだとお答えいただかないとやはり大問題です。

○森山国務大臣 先生がおっしゃいましたようなケース、最終的にどうしてもというようなことがもあるとしましたら、それは任命権者は法務大臣でございますので、おっしゃるようになると思います。

○枝野委員 ありがとうございます。

本当に、個別ケースの適否の話と今のような制度がどうあるべきかという話は全く別問題です。逆に言えば、大臣は、そういう権限を持つておられる限りは、大臣が決めたら、事務次官や官房長が何と言おうとそれで決めることができる、法務省は少なくともそうなっていますよね。

○森山国務大臣 今までのところ、事務当局との

笑つているその個別案件の問題と、それから制度の問題は別問題だと思っています。チャンバラをして査定されてこない。

われたちは税金を食い物にして自分たちの会社だけ守つて、違法なことをやっても捕まらないんだということの中でこの国のモラルがきちんと保てるのかどうかということをきちんとと考えなければ、本当に、この国は戦後五十年余り、とにかく金のためなら何でもありみたいな風潮が残念ながらある。それをむしろ助長することになつていて、この金融機関の不良債権に対する現在の政治理の方だと私は大変深刻に危惧をいたしますので、お答えになれないという事情もわかりますが、ぜひ國務大臣として、柳澤さんなどの動きなどについてしっかりとくぎを刺していただかないといふことになる。

またこの問題については、別の委員会、財務金融委員会や予算委員会など含めて取り扱つていきたいたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○枝野委員 いや、まさに制度のことをお尋ねしているんで、私は、基本的には、事務方の皆さんと

ときちゃんと意思疎通をして、お互い納得する形で人事は行うべきであるというふうに思いますが、

そういう手順をきつと踏んできた上でも、やはりこの人事だけは大臣どうしても困りますと

いう話が、ケースとしてはあり得るわけですね。

そのときに、どこかの役所のように、何か事務方が動かない人事が発令できないというのでは、これは憲法に反するわけですね。行政権は内閣にあるんではないですから、國務大臣にあるんであつて、申しわけないですけれども、官房長官にはあるんではないですから、制度としては大臣

が、もちろん政治的にはどういうか社会的にいうか組織論としては、きちんと事務方で積み重ねてきて、納得いくようにやつていて、お互い納得

できて、発令するのがもう九九・九%だけれども、万が一の場合にはどのような手当がなされているのでしょうか。

○山崎政府参考人 御指摘のようなケースとして

は、例えば貸借対照表がございまして、これにつきましては署名が要求されております。これを電磁的記録で作成する場合に関してましては、この法案でも、「署名ニ代フル措置ニシテ法務省令ニ定ムルモノ」ということになつておりまして、法務省令で内容を定めるということをございます。

れども、この署名に関しましては、改変が行われていなかどうかを確認することができる装置、具体的には電子署名、これを付することを要するということを今検討中でございます。

○山崎政府参考人 御指摘の点も、具体的な内容につきましては法務省令で定めるという規定になつておりますけれども、その内容的には、例えば閲覧のことを考えた場合に、映像画面への出力をする、いう方法、つまり、映像を画面へ出力する法では謄本とか抄本の交付請求が認められていてものに関しては、電磁的記録の複製を請求することはできないのでしょうか。お願ひします。

置いて考えておられます。それから、謄抄本の関係でございますけれども、これにつきましても法務省令で定める予定でござりますけれども、例えば電磁的記録の複製、いわゆるフロッピーディスクに写したもの、その交付ということも含まれるということを前提で検討をしております。

用をおねえはCDとかフロッピーに置いても可能であるということになるわけですね。

○山崎政府参考人 フロッピー等を御持参いただければ、そこへ謄写してお渡しするという形になります。

○山内(功)委員 それでは、株主総会の招集通知についても電子化がなされるということなんですが、電磁的方法による招集通知の効力は、この法

律では発信主義がとられてゐるんでしょうか、それとも到達主義がとられているんでしょうか。私は、経済産業委員会で電子的消費者契約法という法案について質疑に立つた者です。その際には、間違いがあつては困る、クリックミスがあつては困るということで、承諾について確認の画面をわざわざつくつて慎重を期しなさいという法案にしたつもりでござりますので、その法案との関

○山崎政府参考人 現行法上どうなつてゐるかと
いうことがます前提にならうかと思ひますけれど
も、現在、書面による招集通知でござりますけれ
ばではどうなるのでしようか。

ども、これは商法に規定がございまして、株主名簿に記載した住所等にあてて発することで足りるということになつております。その場合には、通常到達したであろうときに到達したものとみなされてゐる、こういうことでござります。やや複

雜でござりますが、制度上は到達主義でございま
すけれども、實質的には發信主義によつてゐるこ
とになるわけでござります。

さしますか 会社から株主にかけて行われる通知等が大量になり得るということから、その効力の発生について、個々の到達とか不到達とか、そういう事情にかかるわらしめることなく一律にそれを定めるということで法的安定性を確保しようとして

たというものですござります。
このたびの電磁的方法で行われる場合、これも
書面で行われる場合と同様というふうに考えてお
りまして、先ほど委員から御指摘がございました
法案の関係とは考え方が違っているということです

○山内(功)委員 しかし、実務では、株主総会の招集通知が来なかつた、あるいは一日前に株主総会の招集通知が来て結局議決権が行使できなかつたというような訴訟が割と多いのですが、株主保護に欠けるということはないんでしょうか。

○山崎政府参考人 個々の問題としてはあり得る話でございますけれども、やはりかなり大量の株

主を想定しているということから、商法上はそこ
のところは割り切つてこういう制度を設けている
わけでございまして、それで、書面でやる場合と
電磁的な方法でやる場合、これで使い分けをする
ということは相当ではないということで、従来の
解釈のとおりに今したということをございます。
の山内(かわうち) 三也(みやほ)、義也(ぎやく)、丁也(とうじ)、馬也(ばや)

（山内）委員 それでは、請決権を行使する場合、その場合も電磁的方法がとられているのです。が、どのような方法で眞の株主から議決権が行使されているということが確認できるシステムになつてはいるんですか。

○山崎政府参考人 確かに御指摘のとおり、本人性の確認ということは重要なことでござります。この点につきましては、法律で画一的に定めることは適当でないということから、各会社の工夫にゆだねるということで、規定は置いてございません。

体的な方法としては、電磁的方法により議決権を行使するという場合に、暗号を使った電子署名でござりますけれども、電子署名を付するという方法、あるいは、あらかじめ会社の方からきちっと割り当てたパスワードを使って、ひいて本人を確認するということを考えているところでござります。

方法による議決権を行使できる期限について、総会の前日の営業時間内までに限りますとか、あるいは前日の午後三時までにメールを送ってください、そういうことも個々の会社の判断に任せると、ということになると、どうなるのでしょうか。例えば電話です。電磁的ないですか。

会社の自由であるということにはなりません。この制度を導入するかどうかにつきましては会社の判断が入りますけれども、書面投票も同じでございますけれども、導入した暁には、その解釈は個々の会社の自由であるということにはなりません。

先ほどもちょっとお答え申し上げたわけですが
れども、現在、書面投票制度がございます。ここ
での解釈の問題もございまして、現在の解釈は、

これは確かに、前日までにということは会社の事務処理の便宜を考慮したものであるということですが、さすがにこの趣旨としては、やはりこの趣旨としては、株主の権利行使の機会を最大限に尊重しようとい

前日の午後三時に締め切る、こういうことは許されないと、いうふうに解釈されておりまして、電磁的方法による投票、この場合も同じである。それから、拡大されます書面投票、これについても

○山崎政府参考人 現在は、まだ制度導入当初で
○山内(功)委員 今おっしゃったように、株主権
を最大に尊重する、もしさういう前提に立つならば、これから論点として、メールが二十四時間
意思を瞬時に伝達できる、そういうツールなわけ
ですから、総会の採決の直前までメールを受け付
けますというような議論も今後なされていく予定
なんですか。

前日ということになつております。
現在の解釈でも、会社は、ある株主についてはその当日の分を認める、ある者については認めない、こういう恣意的なことはできないわけでござりますので、混乱のないようにということです。

いますけれども、会社の方として一律に、投票が行われる直前までの分、これを議決権として扱う、投票として扱うということについてはできるという解釈をしておりまして、今そこのところは、現行法と同じように、この改正法でも解釈にゆだねているというところでございます。

今後、こういう問題が、もうほとんどがみんな電子投票とかそういう書面投票になつていくとい

した例がほとんどない。つまり、法律があればその法律は守らなければならないというのが法治国家だと思うのですけれども、過料の制裁の規定を使わないのならば過料制裁規定は削除するべきではないのか。そして、見直していく。そういう極端な議論は局長はどう思われますか。

○山崎政府参考人 後の問題からちょっと申し上げたいと思いますけれども、やはり株主が株式会社は有限責任でございます。そういう関係から会社の財産状態の開示というのは非常に重要なことございまして、仮に過料の方が余り機能しないといったからといってこれをやめてしまうと、いうのは、やはり会社そのものがあり方として大変重要な問題でございまして、これをなくすわけにはいかない。これはディスクロージャー一番重要であるということで、私どもこれをなくすということは考へているわけではございません。

では、有効に機能しているかと言われますと、過料でも、別の場面で過料が機能しているところも商法上の問題としてはござります。例えば、取締役の選解任を怠るというものについて過料がかなり科されているということはござりますけれども、この問題に関しましては、残念ながらこれにその例が多いというふうには聞いておりません。機能していないということかもしれませんけれども、私どもの考え方といたしましては、やはり継続の選解任を怠るというものが、必ずしもこれでございません。

○山内(功)委員 しかし、日刊新聞にも公報を出さない、ホームページにも載せないからといってこれまで考へているわけではございません。○山内(功)委員 大臣の所見も伺つて、最後の質問にしたいと思うのです。

○森山国務大臣 ただいま民事局長からも御説明申し上げましたとおり、法制審議会におきまして

ですから、これは昭和三十年代からいろいろ議論があったようで、特に平成三年ですか、会社法の一部改正のときには附帯決議までつけられました。それを十一年間も怠つていたということも大きな問題だと思つています。

その議論の中で、法務局、登記所に決算書類を持ってこさせてそこで公開すべきである、あるいは法務局決算書類サイトというものをホームページで立ち上げて、そこに決算書類を公告させて株主、債権者がアクセスする、そういうような仕組みを考えるべきではないかと思うのです。その方が、各会社がまちまちにホームページに載せようか載せまいかということも考えずに済むし、一覧性が保てるのではないかと思うのですが、どうでしょうか。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘のような考え方があること、私どもも十分承知はしております。ただ、この問題は、平成二年ですか、商法改正の折に附帯決議で検討するようについて、今回も検討はしたわけでございますが、この問題に関しては、やはりどうしても関係者の理解を得ることが最後までできなかつたということでございまして、登記所で公開をするという方法は断念した。

確かに、おっしゃるとおりに、登記所で行う方法までの周知徹底はいかないわけでござりますけれども、最近のこういうIT化の技術の発展、それからコストが安くなってきたということが、確かにコストが安くなっているということから、現在のような方法で御審議をいたくともう担保であるということで考へておりますが、これは将来の課題であるということで、この改正案の制度を入れていって、やはりその運用状況を見ながら、本当に必要であるかどうか、もう一度また議論が必要でござります。

○山内(功)委員 大臣の所見も伺つて、最後の質問にしたいと思うのです。

○山田(敏)委員 民主党の山田敏雅でございます。まず最初に、大臣にお伺いします。

大臣の諮問機関である法制審議会会社法部会、今回の部会でございます、この審議会について、大臣、今まで審議の過程をよく御存じだと思うのはそこまで考へておられるわけではございません。○山内(功)委員 しかし、日刊新聞にも公報を出さない、ホームページにも載せないからといつても、制裁を加える、過料の裁判を申し立てていく

者への御理解を得ることができなくて実現できません。かたったという経緯がござります。

法務省といたしましては、インターネット公開の制度の運用の実態を注目いたしまして、この制度がどのような実績を上げるのかを見てまいりたが、各会社がまちまちにホームページに載せようか載せまいかということも考えずに済むし、一覧性が保てるのではないかと思うのですが、どうで

しょうか。

○山崎政府参考人 ただいま御指摘のような考え方があること、私どもも十分承知はしております。ただ、この問題は、平成二年ですか、商法改正の折に附帯決議で検討するようについて、今回も検討はしたわけでございますが、この問題は断念した。

確かに、おっしゃるとおりに、登記所で行う方法までの周知徹底はいかないわけでござりますけれども、最近のこういうIT化の技術の発展、それからコストが安くなってきたということが、確かにコストが安くなっているということから、現在のような方法で御審議をいたくともう担保であるということで考へておりますが、これは将来の課題であるということで、この改正案の制度を入れていって、やはりその運用状況を見ながら、本当に必要であるかどうか、もう一度また議論が必要でござります。

○山田(敏)委員 次に、山田敏雅君。新日本鉄は、非常に古い会社、明治時代にできた会社です。今やるべきことは、企業の国際化、金融の多様化、そういうものに対応していく、そしてその法律がもう既に時代おくれになつてしまつた、この観点から見ているわけです。それからますと、このメンバーは異様に時代おくれ、これからやるべきことに対する対応できないメンバーを任命なさつていて、このふうに思います。が、いかがでしようか、大臣。

○森山国務大臣 法制審議会の会社法部会におきましては、これまで、広く専門的な識見をお持ちになる方々に参加していただくために、学界からだけではなくて、経済界、実務界からも人選を行なうように配慮をしてきたところでござります。経済界からも、経済団体連合会を通じるなどいたしまして、我が国の経済界を代表する識見にすぐれ

た方々に委員に就任していただいているというわけでございます。

法制審議会の会社法部会におきましては、中小企業を代表する全国中小企業団体中央会の方に委員に就任していただいておりまして、また、中小企業を所管する中小企業庁からも幹事として審議に参加していただいておりますので、その審議には我が国の中小企業界の御意見も十分に反映されているというふうに思ひます。

○山田(敏)委員 ここに経済産業省の意見というものがございます。当然、今回、会社法でございまして、経済に関する経済産業省は意見がいろいろあると思います。読ませていただいたのですが、後ほど議論いたしますが、コーポレートガバナンス、この次の通常国会に出されるそうですが、その中間試案その他について、余り意見が取り入れられていないというふうに思ひます。

それは結局、この委員の中で、後で申し上げますが、例えはコーポレートガバナンスについてこういう仕組みと制度、組織をつくりましょうといふ、非常に組織がややこしくなって、そして煩雑になつて、そして現実に合わない。いろいろな会社、いろいろな企業がござりますから、当然、

この中に中小企業の経営者がいらっしゃれば、こんなことはやめてくれと強くおっしゃるはずでござります。あるいは、外国の企業の経営者がこの中にいらっしゃつたら、とんでもないけれども、このやり方では私たちは日本では経営はできな

い、こういう強い意見があるはずです。

今おつしやつたように、中小企業の団体の専務理事が入つていますから意見を聴取いたしましたとか、中小企業のお役人が入つてますから十分です、こういうことで、今の問題の本質、特に会社法というのは時代に合つていかなきやいけない、その中で、後で議論いたしますが、非常に大きな疑問が出てまいりました。

大村政務官、この経済産業省の意見、特にこの中で、中小企業の実態に照らして大変不適切などころがある、こうしたことだけでは、例えば社外

取締役をつくつただけではだめだ、いろいろなことが書いてあるのですが、十分に経済産業省の意見がこの部会に反映されているとお思ひですか。

企業に合わないことでこの審議をしていいですか、どうですかという質問なんですが、それをお

思ひます。

大村政務官に私がお聞きしたのは、こういう実

問題でございます。

これが法制度の話でございまして、そういう

議論をしていくうちに当然それは上がつてくる

問題でございます。

○大村大臣政務官 今委員御指摘の点でございまして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、今の経済の実態に合わせて、まさしく先ほど

山田委員言われておりましたように、産業界、中

小企業団体、中小企業の皆さん、そしてまた外國

の企業の皆さん、関係者から御意見も聴取しながら今回御意見を提出させていただいたところでござります。

その中で、来年の通常国会に商法改正という形

で出されていかれるということになると思ひます

ので、今調整中ということでございまして、引き

続き、私どもの考え方、そして産業界の考え方、

中小企業の関係の考え方が反映されるようになつた御意見を申し上げていきたいと思ひますし、調整をさせていただきたいというふうに思つております。

○山田(敏)委員 私の質問は、東京大学の教授が二十名の中に六名入つていらっしゃる。これは御専門の方でいいんですが、私も東京大学でござりますが、大学の教授というのは、学校からずっと助手、助教授、教授と、外の世界を知らないという方が多いように思ひます。

この会社法というのは、本当に会社の経営に携わつた人、本当に直接金融、間接金融にかかわつてその問題の本質をつかんでいる人が出てこない

と、本で読んだり人から聞いた話で私は専門家で

でこういう案がどういうふうに出てきたのか、何

か奇異な感じがしましたので、ちょっとお伺いし

ます。

○山崎政府参考人 コーポレートガバナンスある

いは各種委員会、こういうものは参考としてはア

メリカの制度もあるわけでございまして、そういう

議論をしていくうちに当然それは上がつくる

問題でございます。

この関係で、確かに学者が多い、それから国内

の企業の経済界の人ということで、海外関係の方

がおられないということの御質問のようでござい

ますけれども、ただ、在日のアメリカの商工会議

所、そういうふうな海外的な関係の企業にも意見

照会をしておりまして、かなりの数のところから

ますけれども、そこで、どうぞうだいしてお

ります。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

で、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

スクローラーの問題、大変多岐にわたっております

まして、そういう意味で、私どもいたしまして

は、この法制度を所管する法務省そして法制審議

会で十分な御議論をしていただいてつくついていた

道の御専門の方ばかりでござりますので、そ

だくことが一番いいんだろうと思つております。

○大村大臣政務官 これは法制度の話でございま

すとか、また執行機関の問題、それからまたディ

</div

て、一九八八年に公益開示法によって内部告発をした人を法律的に保護するあるいは身分を保障することです。

アメリカは一九八九年にこの内部告発の制度をつくりました。オーストラリアも一九九一年に行いました。

今、日本ではNECという会社が、防衛庁事件、一九八八年、いろいろな贈収賄にかかわる不正、刑事訴訟を行います。これに基づいて内部告発を会社の中に制度化してやりました。非常に民主的に行われました。ただいま僕が申し上げましたヤオハンとかヤシカ、そごう、三越。近くは三菱自動車。欠陥車の問題を長い間隠して、それを知らない消費者は交通事故でどんどん命を落とす。あるいは雪印の問題。内部にいる方はみんな知っていたわけですね。欠陥車両でリコールしなきゃいけない。それを経営者は隠してやつた。内部告発があれば何人の命が助かって

いたという事実があるわけです。

日本にはこの内部告発がないから、幾らこの制度をつくっても、今言いましたように、法律をつくってその魂が入らない、実効性が担保されないと云うことがございます。この内部告発のことをぜひこの法案の中に入れて、内部告発するシステム、そして内部告発をした方の身分を保障する、これがこの法律の精神ですが、この委員会の場は政治家が議論する場でございますので、ぜひ私の今言つたことについて御意見、大臣、副大臣、お答えください。

○森山国務大臣 内部告発者を保護して、不祥事を早期に発見して是正できるという仕組みをつくるということは、企業統治の実効性を高めるための一つの方法であるというふうに思います。今イギリスの例をお話しくださいましたが、日本でもNECその他、そういう具具体化しているところもあるようございます。しかし、内部告発者の保護を国の法制度として用意することがいいのかどうか、会社の自主的な取り組みに任せると

きではないかという意見もございますので、我があの実情に照らしまして慎重に検討する必要があると考えます。

○横内副大臣 ただいま大臣が御答弁になつたとおりでございまして、やはりそれぞれ国情といいましょうか、国民感情、とりわけ我が国の場合に

は和をもつてとうとしなすというような国民感

情もありますし、そういうものも配慮しながら慎重に検討する必要があると思つております。

○大村大臣政務官 企業統治を実効あるものとするために、企業の主体的な取り組みというのは極めて重要であるというふうに認識をいたしております。そういう意味で、山田委員御指摘のよう

に、NECでは行動規範をつくり、経営監査本部をつくり、そして内部告発制度をつくったということをございます。この企業倫理に関する自主的な取り組みというのは、これは一つの企業のあり方といいますか、取り組みとして大変評価できると私は思つております。

今後とも企業統治を実効あるものとするために、広くこうした企業において自主的な取り組みが行われるということを期待いたしております。

○山田(敏)委員 ただいま、大臣、副大臣の答弁の中に、日本の社会は和をもつてとうとしとするから内部告発は合わないんだという御意見がございました。

消費生活研究所というところがアンケートを行いました。内部告発についてどうかということでおこなんだと答えられております。

ですが、その会社がよくなるためとして日本の國のために、公益のためであれば内部告発というのはいいことなんだと答えられています。

ですから、今大臣が思われたこととちょっと違いますから、このストックオプション制度で四百六十六社がこのストックオプション制度を導入した。株式会社は全国で約八十万社、このうち四百六十六社といいますと、〇・〇五%の会社がこのストックオプション導入した。全く導入されていないんですね。これはなぜであるかと

いふことをちょっと、経済産業大臣、お答えいただけますか。

○大村大臣政務官 今現在、二〇〇〇年度で四百

りでございます。

なぜまだこの程度なのかということでございま

すけれども、この制度自体、認識が、大企業はも

ちろん浸透しておるると思いますが、中小企業はも

さん等々にまだ十分行き渡っていないのではないか

かとも考えられますし、また、なかなか

まだ同じくいとこもあります。

これは、いずれ上場して、その株価の値上がり

ということで従業員、役員にインセンティブを与えるという制度でありますので、そうした上場を前提とするような制度でありますので、その点がまだそれに至つていよい会社が大部分であると

か、いろいろな理由があると思いますけれども、これが新たな成長企業を起こしていく一つのインセンティブ、要因になると我々も確信をいたしております。

ゼひこの制度を、使い勝手がいいように、今回も法改正をお願いしているところでありますし、また、一部これから税制の問題もいろいろ御指摘もされているところござりますので、そうした点も関係方面に働きかけをお願いをして、できるだけ使いやすい、いい制度にして、そしてこの制度を委員が御指摘のようにもう少し使えるようになります。

○山田(敏)委員 今のお答えは、まだ制度として認知されていないからというお答えだと思うんですが、私はそうではないと思います。

ストックオプション制度というのは、今おしゃつたように、株価が上がっているときに、権利を得た人が利益を得るわけです。過去十年間株価が下がり続けて、今も下がり続けている。その局面でのストックオプション制度を導入してもだれも見向きもしない、何の意味もないという会社が多いということですね、大部分の会社が、全部が全部とは言いませんけれども。ストックオプション制度が悪いと言つてはいるんじやないですか。

そこで、経済産業省及び法務省、ひとつ考えていただきたいんですが、このような局面でストッ

クオプション制度を導入しても、これは恐らく百六十六社がせいぜい五百社ぐらいになる程度だと思います。このストックオプション制度は、株式の申告分離によるものでございました。今回、これの対象を広げるわざいまして、一応、その部分は課税緩り延べをし、会社役員と従業員の方は売却時に申告分離でということになりました。ですから、私は、税制をもうちょっとよく考えていただきたい。税制の優遇措置がないと、たまたまうまくいった方はこのストックオプションで数億円の利益を得るわけですね、ところが、税金で五〇%取られるんだつたらそんなに大したことじゃない。おまけに、たまたまうまくいくのがつくつても何の意味もない、ほとんど実効性のないものになってしまいます。

そこで、ちょっと副大臣、考えていただきたい

ですが、〇・〇五%普及しているストックオプシヨンを、今回の改正によってさらに多くの会社がインセンティブに使うために、税制の優遇措置、すなわち上場時の株の利益と同じように税を免除するという考え方はいかがでしょうか。お答えください。

○横内副大臣 ストックオプションについて税法上の扱いにいろいろな議論がある、それを給与所得とするか一時所得とするかとか、そういう議論があることは承知しております。

この問題については、やはり財務省の所管の問題でありますので、我々法務省としてそれについてどうのこうのという御返事は差し控えさせていただきます。

○大村大臣政務官 委員御指摘のように、そもそもストックオプション制度を導入したときに、その取得時に所得税としてかけるのか、それとも株式の申告分離によるものでございました。今回、これの対象を広げるわ

きに利益を得るという、まさに千に一つか千に三つか、要するにベンチャーファンドでうまくいったという制度なんですね。非常に多くのケースでうまくいくというのじゃないわけですね。ですから、私は、税制をもうちょっとよく考えていただきたい。税制の優遇措置がないと、たまたまうまくいった方はこのストックオプションでうまいくいうのじゃないわけですね。

ですから、私は、税制をもうちょっとよく考え

ていただきたい。税制の優遇措置がないと、たま

たまうまくいった方はこのストックオプションで

うまいくいうのじゃないわけですね。

で五〇%取られるんだつたらそんなに大したこと

じゃない。おまけに、たまたまうまくいくのが

つくつても何の意味もない、ほとんど実効性のな

いものになってしまいます。

そこで、ちょっと副大臣、考えていただきたい

ですが、〇・〇五%普及しているストックオプシヨンを、今回の改正によってさらに多くの会社

がインセンティブに使うために、税制の優遇措

置、すなわち上場時の株の利益と同じように税を

免除するという考え方はいかがでしょうか。お答

えください。

○横内副大臣 ストックオプションについて税法

上の扱いにいろいろな議論がある、それを給与所

得とするか一時所得とするかとか、そういう議論

があることは承知しております。

この問題については、やはり財務省の所管の問

題でありますので、我々法務省としてそれについ

てどうのこうのという御返事は差し控えさせてい

ただきます。

○大村大臣政務官 委員御指摘のように、そもそもストックオプション制度を導入したときに、その取得時に所得税としてかけるのか、それとも株式の申告分離によるものでございました。今回、これの対象を広げるわざいまして、一応、その部分は課税緩り延べをし、会社役員と従業員の方は売却時に申告分離でとことになりました。今回、これの対象を広げるわ

けでありますので、我々経済産業省としては、その部分を税の方でも少し対象を広げていただけないと思います。このストックオプション制度は、株式の申告分離によるものでございませんけれども、私も同じ考え方でございまして、そういう意味で、税のことがやはりセットであらうかということで、関係御当局に今お願いをさせていただいているわけであります。

それで、関係者と十分議論をしていきたいとい

うふうに思っております。

○山田(敏)委員 ゼビエジン産業省、頑張っていた

だいて税の優遇措置を大幅にやらないと全く魅

力のない制度になってしまいますので、よろしく

お願いいたします。

最後に、このストックオプション制度は、新規

に会社を起こした会社が優秀な従業員を雇うとき

の非常に有効な武器になるわけですね。あるいは、これから成長しようという会社は役員に対し

てボーナスを払えない、しかし、このストックオ

プションを使うことによってモチベーションを

持つてもらえる、こういう趣旨なんですが、問題

は、百万円ボーナスを払います、ところが、そ

うち二〇%はこのストックオプションで上げるか

らちょっと勘弁してください、こういう使われ方

が現実にいろいろ使われております。しかし、今

申し上げましたように、株式はどんどん下降を続

けているわけですから、ストックオプションと言

われても紙切れ以下のものであって、何のモチ

ベーションにもならない。

この点について、今回の運用、適用に当たつ

て、報酬の一部をこれに充てるということを、何

らかの見解を示していただきたいと思うのです

が、いかがでしょうか、法務省。

○山崎政府参考人 このストックオプション、法

的にどういう性質のものかという点があろうかと

思いますけれども、これは、これの付与を受けた

者がその行使の時期をみずから判断するわけでございまして、そういう意味では、もらつた取締役

あるいは従業員、それに判断がゆだねられている

性質のものでございます。したがいまして、労働

の対価ではないというふうに考えております。こ

れはもともと厚生労働省の所管でもございますけ

ども、広い意味では、全く議決権のないもの、これ

も入るということになりますし、狭い意味では議

決権が一部制限されているもの、この二種類があ

るうかと思います。

典型的な例をちょっと申し上げたいと思います。

けれども、例えば、通称トランクイングストックと

いいう意味では、従業員であつても労働基準法上の

賃金には当たらないという解釈をしております。

○山田(敏)委員 法務省の今回のこのストックオ

プションは労働の対価ではないということを、今

ますので、関係者と十分議論をしていきたいとい

うふうに思っております。

○山田(敏)委員 ゼビエジン産業省、頑張っていた

だいて税の優遇措置を大幅にやらないと全く魅

力のない制度になってしまいますので、よろしく

お願いいたします。

最後に、このストックオプション制度は、新規

に会社を起こした会社が優秀な従業員を雇うとき

の非常に有効な武器になるわけですね。あるいは、

これから成長しようという会社は役員に対し

てボーナスを払えない、しかし、このストックオ

プションを使うことによってモチベーションを

持つてもらえる、こういう趣旨なんですが、問題

は、これから成長しようとすると、問題

局この株式は、もし議決権がないものとすれば、招集の通知等要りませんから、発送等、いわゆる株式管理費用というのをかなり軽減できるわけでございますし、また、株主総会の議決権がふえませんので、定足数も充足しやすいということでござります。また、議決権がござりますと、結局、創業者の株主の方が經營権を失つてしまうことで、自分たちが一生懸命經營権を失わないようにできることになるわけでござりますので、しばらくの間、きちんとするとまで、利益が安定的に上がるまで、きつとします。

それから、取得する方の側は、株主の管理費用が軽減される分、発行価額、流通価格が安くなるわけでございまして、普通株式でございますから優先配当ではございませんけれども、普通株式の範囲内で利益配当がされればそれだけ利幅が大きいことになりますので、お互いにメリットがあるということから、こういう場合に使われるのであろうということでございます。

ただ、現実に市場としてどれだけの買い手がいるかという問題はもちろんございます。

○西村委員 株式の本質論からいえば、いろいろ学説があるのでございましょうが、株式会社の所有と経営の分離というふうな分類からいと、株式は所有権の領域にあると。議決権が全くない無議決権株式というのはこの株式の本質に反するものではないのか、反するのかという点についての確認をさせていただきたいと思います。

○山崎政府参考人 株主にもさまざまな方がおられるわけでございまして、会社の経営に参加したいという方もおられますし、最終的にはそちらよりも利益配当がきつとされればいいという方もおられるわけでございまして、そういう点で二つの権利がござりますけれども、一方の利益配当の権利、これが確保されていれば議決権の制限があつてもやむを得ない、こういう方もおられるわけでござります。そのところは、私どもとしては、そこが守られればその本質には反しないと考えております。

ただ、この法案の中で、種類株式につきましてはいろいろ条件をつけることもできますので、これは定款等で定めていただければ結構でござります。利益配当が何年間かされなかつた、そういう場合に復活するという条件を定めることもできます。いろいろなパターンができますので、最終的には、最後までないというのもござりますけれども、潜在的にはやはり議決権が残つているというふうに私どもは考えております。

○西村委員 自由の領域にあることでございますがから、株式というものを取得しようとする者が選択すれば、それで本質に反することはないというふうな御説明だったと思います。

したがつて、ここで本当に必要になつてくるのは、この無議決権普通株式の内容が十分わかります。そして、取得しようとする者がその内容に応じて選択できるということにならうかと思ひますが、内容開示に関してどのような配慮がなされているか、御説明いただきたいと存じます。

○山崎政府参考人 この種類株式の点につきましては、まず定款変更を要するということで、定款で明らかになります。それから、内容については、登記をされるということで、ここで開示がされるということになります。それから、取得される方の関係では、株式申込書の用紙それから株券いずれも、その内容は記載事項になつていています。ことから周知ができるということでお聞きいたします。

○西村委員 そのようないろいろな種類株式制度を認めていくわけですが、定款で種類株主総会の決議を要する事項を定めることができるとされておりますが、この趣旨はどういうことかとお伺いするともとあるわけでございますが、自己株式を利用するものと新株引受権を利用するものとあるわけですが、前者の方でこの制度を採用していくのが三百五十四社、後者の関係が四百二十九社ということで、合計七百八十三社ということになりますが、この趣旨はどういうことかとお伺いするところをとらえているわけでござります。

○西村委員 今回の改正案でどうなつたかということでお聞きしますけれども、このストックオプションに関しては、新株を発行する場合、新株発行はすぐにして、新株を発行する場合、新株発行はすぐに行はれてからそう長い期間たつてあるわけではございませんけれども、今後ますますふえていくのではないか。特に、今回いろいろな条件を緩和いたしましたので、大いに利用されていくというふうに期待しております。

○西村委員 さて、そのストックオプション制度の今回の改正でどのような改正を行おうとしているのか、いま一度御説明いただきます。

○山崎政府参考人 まず、現行のストックオプションはどういう要件があるかということを申し上げて、そこがどう変わったかを申し上げたいと思います。

まず、現行のストックオプションでございますと格別に規定を設けているわけでございまして、その付与のためには定款の変更を要するということが一つ決まっております。それから、付与の対象者につきましては、氏名及びその人に付与する株式の種類とか数、これを株主総会の特別決議で定めるという形になつております。それから三番目は、その付与の対象者はその会社の取締役及び従業員に限るということでござります。それから、付与できるその株式の数でございますけれども、発行済み株式総数の十分の一に限定する、あるいは権利行使の期間が十年間に限定される、こういうような制限を設けているわけでござります。

これで、ストックオプションは二つの種類がも

るということを定めることができます。規定を置いているわけでございます。これはもともと、現在ベンチャーエンタープライズなんかでは、創業者株主と新しい株主の間でいろいろ、契約事項として、この事項については議決権を行使するけれどもこの事項についてはしない、こういうようなことが行われたようですが、それが何を意味するかといいますと、それが実務の知恵ということにならうかと思いつつ、強かつたわけでござります。その実務の要請を取り入れまして法制度にしたということでございまして、やはり事項によっては少数株主の利益にも影響するわけでござりますので、株主保護、少数者保護ということから加えたものでござります。

○西村委員 実務の知恵からこのよだな制度が商法に吸収されていったということで、それが実務の要請にこたえるものであるという御答弁ですかが、次に、この改正のもう一つの柱のストックオプション制度についてお聞きしていきます。

現行ストックオプション制度はどれぐらい利用されておるものでしょうか。

○山崎政府参考人 これは民間の調査機関が調査したものでござりますけれども、平成十三年九月十七日現在ということでござります。

これで、ストックオプションは二つの種類がもともとあるわけでございますが、自己株式を利用するものと新株引受権を利用するものとあるわけですが、前者の方でこの制度を採用していくのが三百五十四社、後者の関係が四百二十九社ということで、合計七百八十三社ということになりますが、この趣旨はどういうことかとお伺いするとともに、この種類株式制度を設けることによって企業の新規資金調達の便宜が図れることになるのかどうかということについて認識をお聞かせいただきます。

○山崎政府参考人 今回の改正案では、通常の株主総会の決議に加えて種類株主総会の決議を要す

その関係で、現在、新株の発行につきましては定款で定めるわけではございません、そういうことから、同じ並びで、定款で定める必要はない。有利発行をする場合には株主総会の特別決議で決めていく、それ以外の場合には取締役会で決め

る、こういうような形で定款事項ではなくなつた
ということです。

それから二番目の株主総会の議決の対象でござりますけれども、これは対象となる株式の種類

それから、付与の対象者でござりますけれども、この枠を承認いただければ、だれに付与するかということは、これは取締役会の方で定めるということにしております。これは、新株の有利発行の場合も全く同じ考え方でございます。

も、今まで制限を設けておりましたが、この制限を設けないということになります。これも、新株の有利発行の場合に第三者の制限がないというのと同じでございます。

それから、付与できる株式数につきましても、授権枠の範囲内であれば、もちろん株主総会の特別別決議が必要でござりますけれども、その範囲内ならば数量の制限はない。それから権利行使期間の制限もない。

○西村委員　ストックオプションを、個別的な規

位置づけておられる。この理由をいま一度説明し

いたいまずでしょが

までは格別に規定を置いていたわけでございます
いましたけれどもこのストックオフシヨン今

けれども、今回の改正案では、格別に規定を置かないで、それをいわゆる新株予約権の一態様とい

つことで取り込んでいるわけでござります。
新株予約権は、現在の法制で言えば新株引受権
と言われているものでございますけれども、これ
は単独で発行することは非常に例外でございまし

で、原則として社債とセットでやる、いわゆる新株引受権付社債ということで発行が許されているわけでございまして、例外としてストックオプションに使つてもいい、こういう法制になつております。

このセットでなければならないということでおざいますが、それほど大きな理由があつたというよりも、技術的な問題がかなりございました。それから、現実の実務では、発行した後に、分離ができるものは分離して社債を償還してしまつて、単独で新株引受権が譲渡されるという形で現実に立させてほしいという希望がございました。そこで、これを独立させることにしたわけでござります。

独立したときに、このストックオプションは新株予約権の一様様でございますが、これを無償で与えるものという形になるわけでございます。この中でどうしてそういう形で取り込んだのかと云うことですが、先ほども申し上げましたけれども、新株の有利発行というものがございまして、これは、例えば資本の提携の場合、それから企業再建の支援、そういう対象に使うとか、それから業績向上のための動機づけにするととか、いろいろ多目的に使われるわけでござりますけれども、新株の発行と新株予約権の発行、それは若干時期はされることにはなりますけれども基本的には同じ用途のものではないか、それなら統一的に制度を整理した方が非常に整合性があるということからこういうふうにしたわけでございます。それをやることによって、経済界からストックオプションをもう少し使いやすいようにしてほしいと言われていた要望もかなえられることになつた、こういうことになるわけでござります。

○西村委員　ストックオプションに関する多くの規制が撤廃されていった中で、最後の質問ですが、他の株主の利益を害するおそれはないのかどうかという点についての法案の配慮をちょっと御説明ください。

○山崎政府参考人 この点につきましては、先ほど、現行法では定款で定めるということを申し上げましたが、それが定款で定めることでなくなりました。しかし、そのかわり、有利発行する場合、通常の買取や、易貸による、ミ

合、通常の有料じゃない場合は別でござりますけれども、無償でやる場合は有利発行になりますけれども、この場合には株主総会の特別決議が必要になります。いわゆる三分の二以上の多数という

ことになりますので、まずここでチエックがされるということをございます。それから、数量的な制限も、授権枠の範囲内でございますので、それを超えてはできないと、いう傳りがござります。そ

ういう形で一応のチェック機能は備えているわけですが、さういふ事態に至つた場合には、この発行の権利をもつておられる方へお手紙を送らせて顶くことになります。

また、もう一点申し上げさせていただければ、差しとめどしこ詰えができるわけでございまして、そこでもチエック機能が働くということです。

株主総会で個別にだれに与えるかということは決めなくなつたわけでございますけれども、この点について、それでいいのかという御指摘もいろいろ

ろございましたけれども、これにつきましては、私どもも、法務省の規則の方で、省令の方で、當業報告書に、ストックオプションを従業員等だれに与えたか、これを記載することによって、これ

を開示するという形でチェック機能が働くといふことも考へてゐるわけでございまして、株主の利益を害することにはならないといふうに考えて

○西村委員 ありがとうございます。
会社計算書類の電子化については当然のことと

○保利委員長 次に、木島日出夫君。
考えておりますので、質問はいたしません。
質問を終わります。ありがとうございました。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫です。

○森山国務大臣　今回の改正法案中、株式制度の見直しに関する部分は、会社の資金調達の需要が拡大し、その方法が多様化している現状にかんがみまして、会社の円滑な資金調達を可能にし、また新規企業の育成等に資するため、新株発行に関する規制の緩和、種類株式の内容の拡大、ストックオプション制度の見直しを含む新株予約権制度の創設等を行おうとするものでございます。この部分は、景気の長期低迷が続く現在の我が国の経済情勢の中で、企業の活力を再生し、新規企業の育成を図るために早急に実現する必要があつたわけでございます。

また、会社関係書類の電子化につきましては、これにより株主総会の招集通知をインターネットを利用して送信し、また株主が議決権を電磁的方法により行使することが可能になるものであります。そして、会社運営の合理化を図り、株主の権利行使の機会を確保するためにも早急に実現する必要がございます。

改正法は平成十四年四月一日から施行を予定しておりますが、これは平成十四年の株主総会からIT化を実現したいという経済界の強い希望によるものでございまして、今国会で改正法が成立いたしませんと株主総会のIT化がさらに一年おくれるということになるわけでございます。このような理由から、会社法の全面見直し作業を前倒して、特に必要な部分について今回の法案として提出させていただいた次第でございます。

また、基本理念というお話をございますが、我が国の経済におきましては、伝統的に金融機関にて提出されました。

する間接金融が中心であつたわけでござりますが、今日では、企業がその実績に応じた有利な資金調達の実現を図ろうとする傾向が強まりまして、企業の資金調達方法に占める直接金融の割合が増加しております。また、いわゆるベンチャービジネスと呼ばれる新規企業における資金需要が拡大しておりまして、マザーズ等に代表される株式等の市場が整備されてきたことに伴つて、企業の資金調達に関する環境の一層の整備が求められている状況でございます。

このような状況のもとで、企業の市場における直接的な資金調達手段である株式制度については、新株発行における過剰な規制の廃止、企業の実情に応じた多様な種類株の発行の許容等の改善が必要となつております。

さらに、新規企業の育成を支援する観点から、業績向上へのインセンティブを付与するための有力な手段であるストックオプション制度をより使いやすいものにしてほしいとの要望が寄せられておりま

ますけれども、会社に対して一定期間、あらかじめ定めた一定の価額で新株の発行を請求することができる権利ということをございます。これが行使されたときは、会社はその権利者に対し新株を発行するか、あるいは、これにかえて、みずから有する自己株式を移転する義務を負うものということになるわけでござります。

現在の新株引受権につきましては、原則として社債とセットであるということをございますけれども、これを独立させて新株予約権という概念で

で、これに対しても、全国の商法学者二百三十人
名が連名で、「開かれた商法改正手続を求める
法学者声明」というものが平成九年五月十二日付
で提出されている。大変異例の事態でありました
そこで、商法学者の皆さんからは、法案の立法方
式セスの問題だけではなくて、ストックオプションの
緩和、拡大について、具体的にたくさんの問
題が指摘をされておるので、根本問題もそこ
は指摘をされております。

今手元に持ってきておるのですが、ストックオ
プションは、取締役、従業員の職務忠実義務と姓
価上昇によつてもたらされる個人的な利害との間
の利益相反関係が大きくなる。したがつて、株主
会社法による経営監視制度の充実が不可欠の前提
である。しかし、我が国では、取締役会の經營監
視機能の強化ないしは監査役、監査役会の独立性
強化といった課題が解決されていない。したがつて
ストックオプションを導入しなければならない状
況にあるか疑問である。こういう根幹にかかる
る厳しい意見もこのとき全国の商法学者からはな
る

案がありますが、その典型だと思います。またこの間、消却特例法などでは、ある問題を株主総会にかけずに自己株式取得を認めるなど、株主総会の決議事項を縮小する、要するに取締役会決議だけで物事が進むようにするという意味で、経営者や取締役の裁量を拡大する立法が相次いでできている。

これらは、商法学者が指摘するストックオプション制度存立の基盤を奪うのではないか。ストックオプションというのは、もらった株主個人と取締役ないしは従業員の職務忠実義務との間に利益相反がある。だから、ストックオプションをやる基盤としては、取締役会がきちんと仕事をしているか、それが前提なんだ。しかし、その監視機能がこの間後退しているではないか。そういうと、ストックオプションを存続させる前提が揺れ崩されているのではないか、こういう指摘を今少しもしました。法務大臣、どうでしょうか。

○山崎政府参考人 平成九年に学者の声明が出されたということは、十分承知しております。この件に関してまして、ここで書かれているような利益相反という指摘があつたとともに承知しておりますけれども、その後、それほど年数がたつておるわけではありませんけれども、徐々にこのストックオプションが導入されております。これに関して、今回の審議に当たつても、どういうう問題点があつたか、利益相反とかそういうふうなことで都合があるかどうか、いろいろ聞いてみたわけでござりますけれども、そういうことはないといふことで、全くそういう指摘はございませんでした。

今回のストックオプションの導入につきまして
も、そういう意味では、逆に今度は全会一致で賛成
成という形になつてゐるわけでございまして、導
入した当初は、日本でも初めてのこととございま
すからさまざまな心配があつたわけでござります
が、導入してみて、今のところ、そういう問題は
生じていないというふうに理解しております。
それから、もう一点申し上げたいと思います。

第一類第三号 法務委員會議録第七号 平成十三年十一月二日

先ほど、取締役会で皆決まるのではないかとおもう御指摘でございますけれども、ストックオプションは新株予約権の有利発行でございますので、そういう意味では株主総会の特別決議が必要であるということです、そこで総量、種類について全部チェックがされるということでございますし、また、だれに与えたかという点についても営業報告書等に記載されて、そのチェックをすることができるという体制になっているわけでござります。

○木島委員 改めて整理したいと思うのです。

九七年の議員立法によるストックオプション制度では、ストックオプション実施の方法として二種類が認められました。もう既に出ておりますが、自己株式取得方式と新株引受権付与方式であります。

このうち、自己株式取得方式については、本年六月の通常国会で、与党三党の議員立法によりまして、自己株式の取得、売却の全面解禁、いわゆる金庫株の全面解禁が行われました。そして、今度の改正法案の中に、ストックオプション、新株予約権の履行のために自己株式をもつて充てることが第二百八条ノ十九で盛り込まれてきておりますから、事実上、今度の法改正によって自己株式取得方式が青天井になるということだと思います。

もう一つのストックオプションの方法である新株引受権について、今回の商法改正で、先ほど答弁にあつたように、新株予約権なる概念をつくり出しまして、この面でも、これから私、個別的には論じていきますが、ストックオプションに関する規制は大幅に緩和されることになります。

今回の商法改正の最大の柱はストックオプションの規制の緩和、拡大だと考えるんですが、今のこうした整理、理解に大筋では間違いないでしょうか。

○山崎政府参考人 議員御指摘の流れのとおりでございます。

○木島委員 そこで、現行商法による取締役、使

用人にに対する新株引受権付与、現行法と比べて今度の新株予約権はどんな点で緩和、拡大されたいるか、ただいま同僚議員から質問もあり、答弁もありました。

幾つかあると思うんですが、言われたのは、現

行法は付与対象者が取締役と使用人だけだった、これを全部撤廃した、だれに付与しても結構。

二つ目は、株主総会決議事項の簡素化。要するに、付与対象者の名前を明らかにして、だれがストックオプションを受けるか明らかにして株主総会の特別決議が必要だったのが、今回それが外された。今、法務省は、省令ですか、省令何かでつける、営業報告書で書かせたい、開示させたいとおっしゃっておりますが、要するに、だれがストックオプションの付与を受けるかについて株主総会の決議事項から外された。

三つ目は、株式数の制限の撤廃です。これまで発行済み株式総数の十分の一だったんですが、全部これが撤廃されて青天井になつた。

四つ目は、権利行使期間の制限の撤廃です。これまで十年だったんですね。これを撤廃した。どんなに先長いものでも結構だ、こういうものであります。

ほかにも細かい点はあるんでしょうが、私は主にこの四つだと思うので、大変な緩和であります。

そこで、一つ一つ聞きます。

まず、取締役と使用人に限定されていていた対象が、今回限定を外しました。だれに対しても発行できる。そこで、これまでの現行法でこのストックオプションの発行対象を取締役と使用人に限定していった理由は何ですか。今回なぜこの限定を外したんですか。

○山崎政府参考人 もともとこの制限がされた理由は、これと同じような効用を果たす自己株式のストックオプションがございましたけれども、自己株の取得につきましてはかなり厳しい規制が課されていましたわけでございます。そういう中でこのストックオプションを認めるということから、

非常に例外的な位置づけだということから、そのため、こういう不正当な目的に使われるおそれがないかと指摘だけして、後に質問を移りました。

○木島委員 何かいろいろ読みますと、今回外したこと結果、想定している付与の相手が親子会社の場合はの子会社の役員とか顧問弁護士などだと書かれていますが、限定を外しましたから、やろうと思えば、今回の法改正によってストックオプションは、監査役とか、取引銀行の幹部とか、政治家とか、公務員とか、マスコミ関係者、要するに屈さえつけばだれに対しても発行できるという理解でいいんですね。

○山崎政府参考人 最も必要になるのは子会社の役員に親会社の株式を付与するという切実な必要性がございますけれども、ただいま議員御指摘のとおり、対象は制限を設けておりませんので、だれに対してでも構わないということになりますが、ただ、これは株主総会の特別決議をする場合に、これを発行する、必要とする理由、これについては開示をしなければならないということになりますので、そこで正当な理由、必要な理由、これを判断されるということになります。

それから、先ほどから青天井と言わっているん

ですが、これは青天井ではございませんので、授権株式数の範囲内といふことで……（木島委員「政治用語です」と呼ぶ）そこは御理解いただきたいと思います。

○木島委員 私は、株主総会の特別決議でストックオプションの付与を受ける者の名前まで明らかにさせて決議を受けたというのは、不正にこれが使われたための最大の担保だったと思うので、今回これが削り込まれたというのはその担保が失われたということを指摘だけしておきたいと存うです。

○木島委員 私は、株主総会の特別決議でストックオプションの付与を受ける者の名前まで明らかにさせて決議を受けたというのは、不正にこれが使われたための最大の担保だったと思うので、今回これが削り込まれたというのはその担保が失われたということを指摘だけしておきたいと存うです。

次に、新株予約株式数はこれまでの十分の一という制限が撤廃されました。同じく、権利行使期間十年というこの制約も撤廃されました。なぜこういうことをやつたんでしょうか。今までこういう制約があつたのはなぜだつたんでしょうか。

○山崎政府参考人 この点につきましても、従来は自己株式方式のストックオプションがございましたけれども、これは極めて制限がされていたところにあやがあるので、今の答弁では、私は、やはりいろいろな取締役の不祥事などを隠べいする

いう法制になつておりました。そういう中には、トックオプションを導入したことから、そこも極めて数は制限的にしなければならないという思想があつたといふに理解をしております。

また、自己株式は、少ないながら保有できますが、割合速やかに解消しなければならないということを法規になっておりました。そういうことから一応十年という単位で、それ以上の長いものは許さないというほかとの並びで、そういうことから制限が加えられていたといふに理解をしております。

○木島委員 では、聞きますが、現行法で自己株式について極めて厳しい制限がついていたということをおっしゃいました。なぜ自己株式方式に関してこういう極めて厳しい制限をつけていたんだでしょうか。その立法目的、趣旨は何なんでしょうか。

○山崎政府参考人 これは、從来から、その数が多くなると資本の空洞化ということが行われるということから言われていたと思われます。そういうことからかなり強い規制がかかっていたということだろうと思います。

○木島委員 そのとおりなんですね。ですから、私、この春の通常国会で自己株取得のいろいろな規制を取つ払つた、政治用語としては青天井にされたり。

これは、根本的に株式会社法制の一一番大事な部分、資本充実の原則。株式会社制度というものは有限责任でありますから、株主は自分が出資した部分しか責任を負わないわけですから、会社債権者にところは資本です。ですから、資本充実の原則というのは株式会社法制の命の部分ですね。その命の部分である資本充実の原則を自己株式の取得の、そして保有の、売却の自由化で崩してしまつたというのがこの春の通常国会での金庫株の解禁だった。

ですから、それが解禁されたから、今度のス Tokオプションでも、新株予約権の発行は十分の一だつたんだが、それは天井をとつてもいいんです。株式会社法制の一番の大事な部分を今回の法制はストックオプションの規制緩和という形で崩しているということを指摘しておきたいと思います。

次に、先ほど来局長は、いろいろな問題点の歯どめは、株主総会の特別決議でやられるんだから、そこでちゃんとしたチェックが行われるんだと。唯一の答弁、そこだと思うんですが、そこで聞きます。

二百八十九条の十九、そして二百八十九条の二十によりますと、基本的には新株予約権というものは取締役会決議だけで付与できる仕組みになつております。ただし、株主以外の者に対し特に有利な条件で発行するときは株主総会の特別決議が必要とされます。その落差は極めて大きいです。取締役会決議だけで簡単に発行できるか、それとも株主総会の特別決議、全株主の過半数出席でその三分の二ですか、賛同を得なければできないという株主総会の特別決議、物すごい重い縛りで、その落差は極めて大きい。

なぜこうしたのか。そして、特にこの法案の「株主以外ノニ二対シ特ニ有利ナル条件」、どういふ意味でしょうか。

○山崎政府参考人 まず、株主総会の議決の関係で、特に有利発行の場合は株主総会の議決が要りますけれども、それ以外、第三者に付与するという、有利発行にならない場合には取締役会でできること。

なぜそうしたかということは、先ほど申し上げましたけれども、新株の発行の場合、この場合と全く考え方と同じにしたわけでございまして、現

在、新株の発行も有利発行にならない限り取締役会で決定することができるということになつているわけでございまして、その制度を整合的にしたものです。

それから、もう一点の御質問につきましては、これは有利発行の問題でございまして……（木島委員「その定義、株主以外の者に対し特に有利な条件の解説」と呼ぶ）その解説ですね。これにつきましては、一つは、第三者に特に有利な条件で付与するという場合がございます。これは株主以外といふに、まず一つは考えられます。

それから、株主の場合もどうするかという問題

がござりますけれども、株主に、もともと持つてある株式の割合、株式数に準じて比例して付与される、こういう場合には対象外になりますけれども、ある株主に特別に割り振るということになると、これは平等の株主数の割合で割るわけではございませんので、これも株主以外という考え方方になりまして、有利発行の規定が必要になるということでございます。

○木島委員 そこで、特に有利なる条件というの落差は、もうと具体的に、株主なんかの問題に絡ませますとどういうことですか。

○山崎政府参考人 新株予約権を発行する場合に、通常であれば二つのものが必要になります。

まず、発行するときの対価の問題でございます。

それから、将来、権利行使をするわけでございますが、権利行使の価額がございます。

合算したものが全体の価格になるかどうかの問題は、その権利行使期間中における株価の平均値、これに比較して特に低額であるかどうかといふことでござります。そういうことでこの考えができるわけでございます。

○木島委員 非常に具体的な話になつてしましました。

要するに、発行価額と権利行使価額を合わせた

ないと。その価格は、それよりより安ければ有利なる条件となるわけなんですが、では、発行価額と権利行使価額をプラスした、いわゆる通常公正な価格という言葉を使われているようなんですが、それはだれが決めるんですか。どういう算定基準によってその数字が出てくるんですか。

○山崎政府参考人 これにつきましては、実務界で取り入れられている方法を御紹介いたしますけれども、例えば市場価格がある株式ということを例にとった場合でございますけれども、権利行使期間中における平均値をどういうふうに出すかということでございます。

これは、こういうような市場価格のあるものについては過去の値動きがあるはずでございます。それで、そういうものについて、当然、株価のばらつき度合いが時期によつてあるわけでございます。そういうものを求めて、統計的な手法を用います。それを全部トータルしたもの、これがいわゆる株価の平均値といふことがあります。その値段で確率を掛けて、権利行使期間中に特定の価格になる確率を算出いたします。ある将来の三年間なら三年間、その間で幾らになる、確率がどうだということを全部出させてございます。その値段で確率を掛けます。これを全部トータルしたもの、これがいわゆる株価の平均値といふことがあります。現実に動いているようでございます。

○木島委員 すごい話ですよね。株価の平均値を割り出すと、基準があるんだと。過去のその会社の株価の変動なんかを見て、いろいろな要素を加味して、そして、ストックオプションですから、これから権利行使期間中の平均値を統計的な手法で割り出すんだというんです。

先ほど私も指摘しました。今回の法で、せめて十年以内だつたのが青天井になるわけですね、十五年以内でもいいと。これから先、十五年先の株価がどう動くかを見積もるというんですよ。そして、その中で一つの数字を割り出していくといふでしよう。こんなこと、科学的に、経済学的に、公正な株価なんというのを出していくんですよ。例えばこの十年の日本経済を見ても、十年前と現在の株価、どうですか。物すごい暴落し

ちやつたんでしょう。

だから、私は、仕組みはわかりましたが、そういう仕組みで割り出された価格などどうにでもなう。取締役会がこれを割り出すんでしょう、最終的には。だから、どうにでもなる、さじかげんでどうにでもなるということだけ指摘しておきたいと思います。

それで、では、特に有利な条件というのは、そうやつて割り出された価格ですね、株価の平均に言ふと、発行価額をゼロにした場合だけが特徴といいましょうか、それより低ければいいと。逆に有利な条件なんですね。

○山崎政府参考人 先ほどちょっと御説明が悪かったのかもしれません、権利行使期間中ににおける株価の平均値、それに比較して特に有利なうかどうかということをいうわけでございます。それから、先ほどから、十年超えても云々という言葉でございますが、これは法律で十年以内にはやらなきゃいけないということを撤廃しただけでございまして、発行するときに、では権利行使期間は三年から五年の間だとか、それは全部決めることができるのでございまして、さすがに、二十年先のものがどうかということは余り現実的ではないだろうと。現実に今、ストックオプションは、大体三年前後の行使期間、場合によつては五年とか、そういう形でやられておりますので、それはある程度の予測がつくということで理解をしております。

○木島委員 それで、先ほど、発行価額と権利行使額を合算したもののがいわゆる取締役会でます決められる価格だと。そうすると、発行価額をゼロにしないで、ゼロにするとの法律にひつかつて、特別に有利な条件になるから株主総会の特別決議が必要、それではいかぬからゼロにはしない、発行価額を十円にする、百円にする、幾らでもいいんですね。その場合には、十円でも特に有利な条件での発行にはならないわけですね。

○山崎政府参考人 特に有利なるという言葉なんですが、これは若干幅はあるうかと思ひますけれども、これは若干幅はあるうかと思ひますけれども、これに

ども、仮に最初の発行価額が二千円だとして、それについて十円だということになれば、これは特にお利なるということに当たるんだろうと私は思っています。

○木島委員 では、その限界は何ですか。パーセントが出てくるんですか、この法律から。

○山崎政府参考人 特にパーセントを言うわけでございませんが、一つの例として申し上げたわけでございますけれども、ではどの辺が限界かと

いうのは、公的な、一般的にこの辺ならないといふ見解はございません。

○木島委員 大変な問題ですよね。株価が一千円が相当だったと。では、最初に十円で買つてもらつたら特に有利な条件になる、二十円出してもらつたらそうじゃないといふなら、その基準が今答弁できませんでした。

なぜこれを言うかというと、株主総会の特別決議が必要か、取締役会決議だけで簡単に発行できるか、これがかかる物すごい大事な問題なんですよ。これが、こういう非常にあいまいで、どうにでもなる、数字のさじかげんでどうにでも

ているというところに、私は危うさを感じます。

○植田委員 当局を呼んでおりますので、一言だけ質問させてください。

従業員がストックオプションを受ける、そしてたまたま株価が上がつて利益が出た。その場合に、これは給与所得なのか、一時所得なのか、あるいは労働基準法の賃金なのかどうか、簡潔な答弁を願います。

○鈴木政府参考人 ストックオプション制度につきましては、権利付与を受けた労働者が権利行使を行うか否か、それからまた、権利行使する場合に、その時期それから株式の取得時期をどうするか、これを労働者が決定するということになります。

したがいまして、御指摘の売却益、これにつきましては、それが発生する時期、額とともに労働者

の判断に由だねられているということから、労働基準法の賃金には当たらないというふうに考えております。

○村上政府参考人 お答えします。

今回の商法改正に伴う税制上の措置につきましてはお答えする立場にございませんので、あくまで一般論でいたしますが、従業員のケースでございますが、従業員の場合は給与所得に該当すると

思っています。

○木島委員 終わりますが、これは閣法です。政

府が一致して出してきた法律ですが、従業員のストックオプションを、権利行使があつて利益を得た場合に、国税庁は給与所得だと認定をして、そ

して一時所得よりも高い税金を取つているんで

す。労働省の方は、給与所得じゃない、労働基準法の適用はない。こういう根本問題で、概念につ

いて一致してないんですよ。ちょっといいかげん

ぢやないかということを指摘して、時間ですから終わります。

○保利委員長 次に、植田至紀君。

○植田委員 社会民主党・市民連合の植田至紀です。

冒頭まず、簡単なことです、この間の商法等の改正にかかる進捗状況、準備状況等についてお伺いしたいと思います。

これは大臣にお願いしたいと思いますが、まずは、その改正の経過及び検討開始以降、この間、改正する法律案、なぜか国民党も提案者に入つておられるわけですけれども、このときの附帯決議で、

ストックオプションにかかる商法の一部を改正する法律案、なぜか国民党も提案者に入つておられるわけですけれども、このときの附帯決議で、「インサイダー取引などの不公正取引に対する罰則強化を含む法整備について、諸外国の制度や他の経済法規との均衡を考慮しながら検討する」といふような附帯決議がつけられていくわけです。な

いと今検討されているようですけれども、次期通常国会に審議予定のものと、商法改正に係る準備状況がどうなっているのかについて、概略を御説明いただけますでしょうか。

○森山国務大臣 法制審議会の会社法部会におきましては、昨年の会社分割法制の導入を内容とする商法改正法の成立以後、企業統治の実効性の確保、高度情報化社会への対応、資金調達手段の改善及び企業活動の国際化への対応等の観点から、

会社法の見直しのための審議を行われ、本年四月十八日に商法等の一部を改正する法律案要綱中間試案を決定され、公表されたところでございました。

今回の改正法案は、この中間試案で取り上げられました改正検討事項のうち、特に早期立法化の要請が強い株式制度の見直し、会社関係書類の電子化等について改正を行おうとするものでござい

ます。

中間試案におきましては、このほかに、会社の計算及び機関に関する改正検討事項として、商法特例法上の大会社への連結計算書類制度の導入、社外取締役選任の義務づけ、機関相互間の権限分配の見直し、株券失効制度の創設等、多くの事項が取り上げられておりますが、これらの事項につきましては、次期通常国会に商法等の改正法案を提出いたすべく、現在、法制審議会会社法部会におきまして鋭意検討を行つておられるところでござい

ます。

○植田委員 そこで、当然ながら、商法を改正することによってほかの課題にも波及していくもの

もあるうかと思うんですが、四年前、九七年に、

ストックオプションにかかる商法の一部を改正する法律案、なぜか国民党も提案者に入つておられるわけですけれども、このときの附帯決議で、

「インサイダー取引などの不公正取引に対する罰則強化を含む法整備について、諸外国の制度や他の経

済法規との均衡を考慮しながら検討する」といふ

ような附帯決議がつけられていくわけです。な

ぜこういうものが出てきたかといふと、當時、や

はりそうした株価操作であるとかインサイダー取

引等の弊害が起つてゐるんだとか、そういうこと

についてかなり学者の方々からも疑義があつた、

そういう経過は聞き及んでいるわけでございま

す。

そういう背景もあって、こういう附帯決議があつたが、これは若干幅はあるうかと思ひますけれども、こ

ついては、実際にこの事項がどんな形で実行されているのやどうかということについて、お伺いしたいと思います。

○渡辺政府参考人 お答えいたします。

ただいまの先生の御指摘は、監視委員会において監視体制の強化とか厳格な運用を行なうべきである、そういうことをここまでやつてきたかとということというふうに承つておりますけれども、私も証券取引等監視委員会は、特異な株の値動きなんかがありました場合には、その取引状況につきまして日常的に市場の監視活動を行なっている、そういう組織でございます。

御指摘の平成九年の商法改正におきまして一部解禁されました自己株式の取得に関する取引につきましても、そういう日常の監視活動の中では厳正に監視を行なってきておりまして、仮に取引の公正性を害するような事例が認められれば、その取引の手口の分析、例えば会社関係者がどういうような取引をしているかというようなことの分析を行なっておるということが一点でございます。

今後とも、この監視委員会に与えられた任務と、いうのを適切に果たしていくためには、引き続き、必要な人員の確保について関係当局の理解を求めつつ、監視体制の強化を図つていきたいと思つております。そこで、そういう中で証取法の厳格な運用に引き続き努めてまいりたい、こんなふうに考えております。

○植田委員 今のは、この附帯決議の中の一点目に係る部分でございましたですよね。

○原口政府参考人 二点目は、どのような法整備を行つてきたかという御指摘かと思いますが、平成九年の商法改正の際の附帯決議を踏まえた上で、同年十二月に成立、施行されました金融関係罰則法におきまして、インサイダーの取引規制、

相場操縦等の不公正取引に対する罰則の水準の引き上げを行つております。

例えば、相場操縦に対する刑罰につきましては、法定刑を懲役三年以下、罰金三百万円以下、法人解禁されましても引き上げております。

それ

を前倒ししたわけでございます。本来は、これは一体としてやる予定でございましたけれども、特に緊急性を要するところを待たずになぜやるかという御質問かもしれませんけれども、現在の体制でもチエック機能もとの認識をしております。

さらに加えまして、平成十年六月成立の金融システム改革法におきましても、相場操縦やインサイダー取引等の不公正取引により得た財産、またはその対価としての財産を没収、追徴するということとされております。

このように、証券取引法上の罰則強化を図りつ

つ、公正な証券市場の確保に努めてきたところでございます。

○植田委員 証券取引法にかかわってのところで

は一定の進歩を見ているというお話だったわけで

すが、この間の商法改正の一つの獲得目標といった

しましては、やはり公正な証券市場の整備にある

んじゃないかな。すなわち、個人投資家が大量に市

場参入していく、それに先駆けてやはり公正な証

券市場を整備しておくという必要があるんじやないか。

そういった意味で、例えばそうした監視体制の強化、これは例えば取締役会における経営監視機能の強化等と、また監査役、監査役会の独立性強化とかいう、そうした課題についてもやつていかなきやならない。

その環境整備がまだ十分解決されたとは言えな

い状況の中で、単発的にこういうストックオプ

ションだけが先にびょんと跳んでしまつていると

いうのは、いささか私も疑問がありますし、ま

た、そういうことについて疑義をおつしやる方々の御意見というものも私は理解できなくはないとい

うことなんですが、その点については、これは

かと思うわけです。

そういう意味で、ストックオプション制度がほ

んまに社会の中できちんと認知されるように機能

○山崎政府参考人 ただいま御指摘の例えば報酬委員会制度等は、これは次期通常国会に改正案を提出させていただきたいと予定しているところでございます。

本来は、これは一体としてやる予定でございましたけれども、特に緊急性を要するところを待たずになぜやるかという御質問かも

うことで、この問題を、ストックオプション等

それを待たずになぜやるかという御質問かもし

れませんけれども、現在の体制でもチエック機能もとの認識をしております。

さざいます。それからもう一つは、法務省令で、營業報告書の記載事項としてストックオプションを書かせるということで株主等に開示をするとい

うことで、この問題を、ストックオプション等

を前倒ししたわけでございます。

それ待たずになぜやるかという御質問をも

うことで、この問題を、ストックオプション等

を前倒ししたわけでございます。

そこで、株主等に開示をしております。

○原口政府参考人 今まさに先生の御指摘になつたように、ストックオプション制度そのものは、オプションの付与対象者の企業の業績向上に向けた意欲ですとか士気の向上、これを通じてまたその企業の業績のアップを目指すということで、そ

れなりの意味を持つていると思います。

他方、証券市場の公正性と健全性というものを

維持することも大切で、そこのバランスをどうと

るかという問題だろうと思いますが、その点につ

いては、現行の証取法上のインサイダー取引等あ

るいは風説の流布ですとか、そういうことに対す

る取り締まりといったような種々の規定がありま

すので、そういうものを活用しながら、できるだ

け公正な市場を形成していくと、ということで担保し

ていきたいというふうに考えております。

○植田委員 現行で対応できるというお話だった

かと思いますが、例えば、戦前から導入されたア

メリカのように、市場規制や経営監督機構が充実

しておるわけですね。これはまあ先進国でござ

りますが、そういう意味で、こうした、言つてみ

れば司法の経済犯罪に対する備えが充実しておれ

ば、やはり権威も強いわけですし、また情報開示

も相当詳細に行なわれておれば、それは不公平だと

か不公正だとかいうことは払拭できるだろうと思

うのですけれども、日本のストックオプション制

度を見たときに、その辺、現行でできると言ひ張

らはるから言つてますが、やや配慮に欠けている

んじやないかというふうには私、思うわけです。

その点と、例えばドイツの事例をちよろちろ

と調べてましたら、ドイツのストックオプションの制度では、株価がある水準以上に上昇した場合権利行使を認めないという条項も置かれている。うすでけれども、例えばバブル時に代表されよう、異常に株価が上がったときに、棚ばたのようなそういう利益はやはり与えないような対応だろうと思うわけです。

私が聞いてるのは、ストックオプション制度が社会的にきちんと定着していく、社会的に認知をされなければならぬ、そういうスタンスで、むしろ補強する立場から言うているわけなんですが、そういう海外の事例等々、株主の利益保護という観点から充実させていくというお考えは今のところないということなんでしょう、あるということなんでしょう、その点。

○原口政府参考人 ドイツにおきまして、ストックオプションに係る目標設定といったような規定があるということは聞いておりますが、具体的にどういうときを使われるかというようなことについては、いろいろな条件があるんだろうと思います。そういうようなことを参考に、仮に、一定以上対象株価が上昇したときにストックオプションの行使を認めないといったような規制を行うといったとしても、一つは、これは一義的にはストックオプションの保有者と会社との間の権利関係の問題ということもあると思いますので、円滑な流通を図るという証券取引法上の規制に基本的になじむかどうかという問題もあると思います。

また、いずれにしろ、こういうような規制を課す場合に、もうこれは先生も御案内のおおりでございますが、先ほど申し上げたいろいろなストックオプションの利点といいますか、業績向上に基づく利益を株主なりその行使者が享受をする、その源泉としてのいろいろな意欲ですとか士気の向上といったようなことをある意味では制約する要因にもなりかねないといふ要素もございますので、こういうことを考えますと、かなり慎重に検討すべき御提案ではないかなという気はしております。

○植田委員 慎重でも結構ですから、検討していただければよろしいかと思います。

もう一点、報酬開示制度についても抜本的な見直しが必要なんぢやないのかなと思うわけなんですか。

というのは、ストックオプション制度の導入自体が、「今後の商法改正について」というペー

パーを出されたときは、企業活動の国際化への対応というわけですから、当然、国際的な水準にのつた報酬開示制度というものが必要じやないかと思うわけです。

現状では、たしかに取締役全員に支払われた報酬の合計金額というものが附属明細書に開示されている、そういうことだったと思うのですが、実際に、例えれば欧米の方では、上場会社については、役員報酬の開示について、委任状説明書や年次報告書等で、個々の役員ごとの氏名を明らかにして、支給される報酬の種類や金額、ストックオプション対象株式数、また行使状況等が全部開示されている。同時に、その役員報酬が適正であるかどうかということもチェックするために、社外取締役を中心として報酬委員会が設置されていると

あと、きょうは厚生労働省さんにも御足労いただいておるので、ストックオプションの報酬といふ面も持ち得るじゃないかというところでの労基法とのかわりということでござります。

これは、九七年当時、国会質疑でも、今もいらっしゃいます衆議院の佐々木先生も御質問なされておられますし、また当時参議院にいらっしゃいました塩崎先生もこの点については御質問されておられます。そして、大体それら先生方への答弁に沿うような形で通達が出されておりまして、ここでは、労働の対償ではないんだから、労基法十一条の賃金には当たらぬということをまずおっしゃっています。

それは確かにそうだろう。賃金と言おうが、給料と言おうが、賞与と言おうが、労働の対償である限り全部賃金でれども、今は確かに、実際にその利益といふものは労働者の判断にゆだねられる以上、そういう意味での賃金には当たらぬということはわかるのです。ですから、それを理解しますわね。

私はベンチャーハーの社長やつたら、やはりそうして言ふかもしませんわね。そうなつたら、受けとめる側の社員は、これは要するに、基本給は安いけれども、そのかわりにこういうのをくれるんな、これも給料の一部やなというふうに普通素朴に理解しますわね。

というのは、例えば去年、流通大手の、たしかに西部でも南部でも東部でもないもう一つの方向らしいですが、三千五百人以上にストックオプション付与を決議したようございます。これ

しばらくお待ちをいただきたいということでおざいます。

○植田委員 ある程度まとまり次第教えてください。

さようさん項目はありますけれども、恐らく経営委員会制度という中に、これがいわゆる会社の機関関係にかかるところで、このあたりなりでしようね。大体こんなところでしようね。大会社に限つておりますけれども、定款をもつて、各種委員会及び執行役を置くことを定めることができるということで、各種委員会は何かということで、そういうことで、各種委員会は何かということで、その中で、例えば監査委員会、それから指名委員会、報酬委員会、こういうものを設けるかどうかという検討課題も入つております。

○植田委員 以上で結構です。

あと、きょうは厚生労働省さんにも御足労いただいておるので、ストックオプションの報酬といふ面も持ち得るじゃないかというところでの労基法とのかわりということでござります。

これは、九七年当時、国会質疑でも、今もいらっしゃいます衆議院の佐々木先生も御質問なされておられますし、また当時参議院にいらっしゃいました塩崎先生もこの点については御質問されておられます。そして、大体それら先生方への答弁に沿うような形で通達が出されておりまして、ここでは、労働の対償ではないんだから、労基法十一条の賃金には当たらぬということをまずおっしゃっています。

それは確かにそうだろう。賃金と言おうが、給料と言おうが、賞与と言おうが、労働の対償である限り全部賃金でれども、今は確かに、実際にその利益といふものは労働者の判断にゆだねられる以上、そういう意味での賃金には当たらぬということはわかるのです。ですから、それを理解しますわね。

私はベンチャーハーの社長やつたら、やはりそうして言ふかもしませんわね。そうなつたら、受けとめる側の社員は、これは要するに、基本給は安いけれども、そのかわりにこういうのをくれるんな、これも給料の一部やなというふうに普通素朴に理解しますわね。

というのは、例えば去年、流通大手の、たしかに西部でも南部でも東部でもないもう一つの方向らしいですが、三千五百人以上にストックオプション付与を決議したようございます。これ

だけ従業員等にかなり大量に、そうした多数の従業員に対して現金がわりにストックオプションを付与するということになると、どうも実態としては賃金がわりやないかというふうに、賃金だといふふうに答えてほしいんじやなくて、限りなく賃金代替機能をストックオプションが持つていてるということを厚生労働省さんとしては認めざるを得ないんじやないか、限りなく賃金性を持つていてる側面があるよということは認めざるを得ないんじやないかというふうに思うわけなんです。

例えば、ストックオプションが付与される一方で、そのかわりと言つてはなんだが、定期昇給がストップされたり賞与がストップされたりしたら、明らかにこれ、給料、賃金のかわりにストックオプションを付与するということになつちやりますよね。その辺はやはり、賃金だとおつしやつていただかなくて結構ですが、限りなく賃金に近い側面をストックオプションがその性格として持つておるんだということをお認めいたいんだですが。

○鈴木政府参考人 大変難しい側面もございます。

このストックオプション制度は、人材の確保という面で非常に有効な制度というふうに考えておられます。その中で、これを賃金として扱うかどうか、これは、先ほど申し上げた観点に沿つて検討していきたいと考えておりますが、いずれにしても、賃金として考える場合には、それが価格の評価が可能で、換金が可能というものが望ましいといふことなので、そういう観点から今後いろいろな側面から考えていきたいと思つております。

○植田委員 私、実際に簡単な例を出して申し上げ

たつりなんですが、実際、ストックオプション

していただきたいということでございます。

○植田委員 あと、これはあらかじめ話も聞いて

の討論をいたします。

反対の理由は、本法案が、現行のストックオプション制度につけられていた制約をほぼ全面的に応じて付与すればするほど、やはり賃金の性格は帶びてくるし、そうした賃金的性格を持つてゐるわけですね。要するに、そのことは否定できませんねということだけ聞いておきますから、それは否定なさらないでください。

○鈴木政府参考人 ストックオプションが具体的にどのように行われるかということにも関係しますが、労働条件の一部というふうに考えられる場合が多いというふうに考えております。

○植田委員 賛成するつもりで来たんですが、賛成しつらい答弁が出てくると困っちゃうんですねが、ただ、いずれにしても、これから恐らく必ず、今だつてあるわけですから、賃金的側面が強いケースというのは意外にやはり多いだろうと思いますから、その点についてはちゃんと目を光らせておいてくださいということだけ要請しております。

あと、電子化にかかわって、例えば決算書等参考資料も招集通知と一緒に送るわけですが、書面で通知するんやつたら郵送すればいいわけですねども、さて、これをメールで通知となると、かなりの分量ですね。ほんま、細かい話にこだわつて申しわけないんですけども、それは容量の大きいパソコンを持つてはる株主やつたらいけれども、容量が小さかつたら、これはなかなか大変だらうと思うわけです。その辺、メールに添付してこれを送るとなると、やや幾つか問題も出てくるんじやないかと思うんですが、その辺は何かお考へでいらっしゃいますでしょうか。

○山崎政府参考人 パスワードが基本的に合つてございませんで、利便性の話ですが、そういうことをともいですすねということです。

○植田委員 時間が参りました。ちょっとと幾つかやり残したものもございますが、これで終わります。お疲れさまです。

○保利委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○保利委員長 これより両案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。木島日出夫君。

○木島委員 私は、日本共産党を代表して、商法

等の一部を改正する法律案外一案に対し、反対の討論をいたします。

反対の理由は、本法案が、現行のストックオプション制度につけられていた制約をほぼ全面的に応じて付与すればするほど、やはり賃金の性格は帶びてくるし、そうした賃金的性格を持つてゐるわけですね。要するに、そのことは否定なさらないでください。

○植田委員 あと、これはあらかじめ話も聞いていたんですけども、議決権の行使の委任についても電子投票を認めているわけです。これは条文ではありますけれども、この種の採用の可否は会社の判断にゆだねるということなんですね。たゞ、株主の委任状の場合、仮にこの株主が電磁的記録を提供するというのは、これはフロッピーを記録を提供するというのではなく、どういうことなんですか。

○鈴木政府参考人 まだ、株主の委任状の場合、仮にこの株主が電磁的記録を提供するというのではなく、どういうことなんですか。

○植田委員 まだ、株主の委任状の場合、仮にこの株主が電磁的記録を提供するというのではなく、どういうことなんですか。

るため、法整備を行うことが必要です。

そこで、この法律案は、このような状況を踏まえ、刑事訴訟法等を改正し、所要の法整備を行おうとするものです。

第一は、刑事訴訟法の改正であり、裁判の執行に關し、検察官等が公務所または公私の団体に照

会して必要な事項の報告を求めることができる旨の規定を新設するものです。

行することを定める他の法律につき、第一と同様の規定を新設するものです。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○保育委員長　これにて両案の趣旨の説明に終りました。

○保利委員長 この際 参考人出頭要求に関する件についてお詰りいたします。

一部を改正する法律案の審査のため、来る十一月七日水曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長

に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませ
んか。

○保利委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

次回は来る六日より晴り午後二時五十分現事会、午後三時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたしました。

刑法の一部を改正する法律案 刑法の一部を改正する法律

明治の一部を改正する法律
法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次の
二点に改め。

二 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第八条
三 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第九条第一項第
六号二
第八号

四 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第五条第一項第二号の二、第十八

五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和二年五月一日施行)

四十五年法律第一百三十七號)第七條第三項第
四號八

六 種立式土地建物販売業法（昭和四十六年法律第百十一号）第六条第六号口
七 新東京国際空港の安全確保に関する緊急措

置法（昭和五十二年法律第四十二号）第一条第一項第一号

八 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律

九 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第六条第一号

十 抵当証券業の規制等に関する法律(昭和六
第一項第六号)

十二年法律第一百四十四號)第六條第一項第六號

十一 港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)
第十三条第一号

**十二　商品投資に係る事業の規制に関する法律
(平成三年法律第六十六号)第六条第一項第四**

十三 特定債権等に係る事業の規制に関する法律(平成四年法律第七十七号)第三十三条第一項

項第五号二

七十七号)第六条第六号二

七号)第二十一条第四号

二年法律第九十七号)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第八条第一項第三号ニ

十七 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第六十六条第四号

十八 著作権等管理事業法(平成十二年法律第百三十一号)第六条第一項第五号ホ

十九 株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十九号)のうち、第二章の改正規定中第三条第一項第三号ヘに係る部分

二十 短期社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第三条第一項第三号ヘ(道路交通法の一部改正)

第四条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第九十九条の二第四項第二号ニ及び第一百八条の四第三項第三号中「第二百十一条」を「第二百八条の二若しくは第二百十一条第一項」に改める。

自動車運転による死傷事犯の実情等にかんがみ、事案の実態に即した処分及び科刑を行うため、悪質かつ危険な運転行為により人を死傷させた者に対する罰則を強化するとともに、過失による軽傷事犯における刑の裁量的免除の規定を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案
(刑事訴訟法等の一部を改正する法律)
第一条 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。
第五百六条の次に次の条を加える。

第五百七条 檢察官又は裁判所若しくは裁判官

は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(非訟事件手続法の一部改正)

第二条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第一百八条に次の二項を加える。

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)

第五百七条ノ規定ハ過料ノ裁判ノ執行ニ付キ之ヲ準用ス

(民事訴訟法の一部改正)

第三条 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第一百八十九条に次の二項を加える。

3 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第五百七条の規定は、過料の裁判の執行について準用する。

第一百九十四条第一項中「(昭和二十三年法律第百三十一号)」を削る。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

理 由

財産刑、自由刑等の裁判を的確に執行するため、検察官等の公務所又は公私の団体に対する照会権限について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。